

## 地方独立行政法人栃木県立岡本台病院職員給与規程

(目的) ⇒[県準拠（職員の給与に関する条例第1条）](#)

第1条 この規程は、地方独立行政法人栃木県立岡本台病院職員就業規則（以下「就業規則」という。）第63条第2項に基づき、地方独立行政法人栃木県立岡本台病院（以下「法人」という。）に常時勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の支払) ⇒[県準拠（職員の給与に関する条例第3条）](#)

第2条 この規程に基づく給与は、現金で直接職員に支払わなければならない。ただし、職員から申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

2 業務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

3 第1項の規定にかかわらず、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項に基づく協定により、給与の一部を控除して支払うことができる。

(給料) ⇒[県準拠（職員の給与に関する条例第4条）](#)

第3条 給料は、就業規則第34条から第38条までに規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いた全額とする。

(給料表) ⇒[県準拠（職員の給与に関する条例第5条）](#)

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 事務職等給料表（別表第1）

(2) 医療職給料表（別表第2）

ア 医療職給料表（1）

イ 医療職給料表（2）

ウ 医療職給料表（3）

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、臨時的に任用された職員及び非常勤の職員以外のすべての職員に適用するものとする。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第3で定めるとお

りとする。

(初任給の基準) ⇒県準拠 (職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第8条、第9条)

第5条 職員の職務の級は、前条第3項の規定に基づく分類の基準に従い決定する。

2 新たに職員となる者の号給は、別表第4から別表第4-4のほか栃木県職員の例になり、当該職員の学歴、前歴等を考慮して理事長が決定する。

(昇格) ⇒県準拠 (職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第14条、16条)

第6条 職員を昇格させるときは、1級上位の職務の級に決定する。ただし、当該職員の勤務成績が特に良好であるときは、この限りでない。

2 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、当該職員に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第5に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

3 職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

(降格) ⇒県準拠 (職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第17条)

第7条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第6に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

(昇給) ⇒県準拠 (職員の給与に関する条例第6条第5～9項、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第21～23条)

第8条 職員の昇給は、毎年4月1日(以下「昇給日」という。)に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

2 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の号給数は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる号給数とする。ただし、第2号に掲げる職員にあっては、当該年齢に達した日の属する年度の翌年度以降に適用するものとする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員

ア 勤務成績が特に良好である職員 5号給以上(事務職等給料表の適用を受ける職

員でその職務の級が7級以上であるもの、医療職給料表（1）適用職員でその職務の級が3級以上であるもの、医療職給料表（2）適用職員でその職務の級が7級であるもの及び医療職給料表（3）適用職員でその職務の級が6級以上であるもの（以下「特定職員」という。）にあつては4号給以上）

イ 勤務成績が良好である職員 4号給（特定職員にあつては、3号給）

ウ 勤務成績が良好であると認められない職員 3号給以下（特定職員にあつては2号給以下）

(2) 昇給日において55歳（医師の資格を有する者のうち医療職給料表（1）の適用を受けている者にあつては、57歳）を超えている職員

ア 勤務成績が特に良好である職員 1号給以上

イ 勤務成績が良好である職員 0号給

ウ 勤務成績が良好であると認められない職員 0号給

3 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 次に掲げる事由以外の事由によって昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった職員にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上を勤務していない職員又は前年の昇給日以後に、停職、減給若しくは戒告の処分を受けた職員については、第2項第1号ウ又は第2号ウに掲げる職員に該当するものとみなして、それぞれ同項各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 就業規則第47条に規定する超勤代休時間（以下単に「超勤代休時間」という。）

(2) 就業規則に規定する休暇のうち、年次有給休暇、傷病休暇（業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（以下「労働災害又は通勤災害」という。）による傷病休暇に限る。）及び特別休暇

(3) 就業規則第57条に規定する介護休業（以下単に「介護休業」という。）

(4) 就業規則第58条に規定する介護時間休業（以下単に「介護時間休業」という。）

(5) 就業規則第77条の規定により職務に専念する義務を免除された場合

(6) 地方独立行政法人栃木県立岡本台病院育児・介護休業等規程（以下「育児・介護休

- 業等規程」という。)に規定する育児休業(以下単に「育児休業」という。)
- (7) 育児・介護休業等規程に規定する育児部分休業(以下単に「育児部分休業」という。)
  - (8) 労働災害又は通勤災害による休職
  - (9) 派遣職員(理事長が認めるものに限る。以下同じ。)の派遣

(特別の場合の昇給) ⇒ 県準拠(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第 25 条)

第 9 条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、第 8 条第 1 項の規定(昇給日の規定を除く。)による昇給をさせることができる。

- (1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合
- (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、業務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合
- (3) 勤務成績が特に優秀であるという事由によって表彰を受けた場合
- (4) 就業規則第 29 条第 2 項第 4 号の規定により退職する場合

(復職時等における号給の調整) ⇒ 県準拠(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第 26 条の 2)

第 10 条 休職、休業、派遣又は休暇(以下「休職等」という。)のために勤務しなかった職員が、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、休職等の期間を別表第 7 に定める休職期間等調整換算表により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして昇給の場合に準じ、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、その者の号給を決定することができる。

2 前項に定める号給の調整を行った場合には、その都度、調整の時期、調整後の号給等を記載した調書を作成して保管しなければならない。

(短時間勤務職員の給料月額) ⇒ 県準拠(職員の給与に関する条例第 6 条)

第 11 条 就業規則第 28 条に規定する定年前再雇用短時間勤務職員(以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再雇用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第 5 条の規定により当該定年前再雇用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該職員の勤務時間を就業規則第 34 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数(以下(算出率)という。)を乗じて得た額とする。

第12条 就業規則第56条第2項に規定する育児短時間勤務職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該職員の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

（給料の支給）⇒県準拠（職員の給与に関する条例第7～8条、職員の給料の支給に関する規則第1～5条）

第13条 給料の計算期間は月の1日から末日までとする。

- 2 給料の支給日は、その月の15日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）又は日曜日に当たるとき並びに次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれその月の当該各号に定める日とする。
  - (1) 15日が祝日法による休日又は土曜日に当たるとき（次号に掲げる場合を除く。）  
14日
  - (2) 15日が祝日法による休日であつ、かつ、月曜日に当たるとき 16日
  - (3) 15日が日曜日に当たるとき 13日
  - (4) 災害その他特別の事情により、15日又は前各号の規定により定められた日を支給日とすることが著しく困難であると理事長が認めたとき 理事長が定める日
- 3 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 4 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 5 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 6 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、給与期間中給料の支給定日前であっても、請求の日までの給料を栃木県職員の例により日割計算しその際支給する。
- 7 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、栃木県職員の例により日割計算し支給する。
  - (1) 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合
  - (2) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
  - (3) 派遣され、又は派遣の終了により職務に復帰した場合
  - (4) 育児休業、自己啓発休業若しくは配偶者同行休業を始め、又は当該休業の終了により職務に復帰した場合
  - (5) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合
- 8 次の各号のいずれかに該当する場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。
  - (1) 給与期間中給料の支給定日後において新たに職員となった場合

- (2) 給与期間中給料の支給定日前において離職し又は死亡した場合
  - (3) 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、育児休業をし、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、派遣され、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合
- 9 給料の調整額、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、給料の支給定日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 10 特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職特別勤務手当は、一の給与期間の分を翌月の給料支給定日に支給するものとする。ただし、当該支給定日前に離職し、若しくは死亡した場合又は第6項に規定する非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、その日までの分をその際支給することができる。

(給料の調整額) ⇒[県準拠](#) (職員給与に関する条例第9条、職員の給料等の支給規則第6条)

第14条 理事長は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

- 2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。
- 3 給料の調整を行う職は、別表第8の職員の欄に掲げる職員の占める職とする。
- 4 職員(次項各号に掲げる職員を除く。)の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第8の調整数の欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。
- 5 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第8の調整数の欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数(以下「勤務割合」という。)を乗じて得た額とする。
  - (1) 定年前再雇用短時間勤務職員 就業規則第34条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数
  - (2) 育児短時間勤務職員等 就業規則第34条第2条の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数
- 6 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第8-2に掲げる額

- (2) 前項第1号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第8-3に掲げる額
- 7 第4項及び第5項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額  
の100分の25をこえるときは、給料月額の100分の25に相当する額を給料の調整額と  
する。
- 8 第4項、第5項及び第7項の規定による給料の調整額並びに同条第6項に規定する調  
整基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、  
これらの規定の額とする。
- 9 第4項、第5項及び第7項に定める調整額は、職員が第6項に掲げる職にある限り、  
その職員の給料額に加えて支給するものとする。

(給料の特別調整額) ⇒[県準拠 \(職員の給与に関する条例第9条の2\)](#)

第15条 給料の特別調整額は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち別表第9に掲  
げる職について支給する。

- 2 理事長は、その特殊性に基づき、給料月額につき、適正な特別調整額表を定めること  
ができる。
- 3 前項の特別調整額表に定める給料月額の特別調整額は、第1項に規定する職を占める  
職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならな  
い。
- 4 第1項に規定する職を占める職員(次項に規定する職員を除く。)に支給する給料の  
特別調整額は、当該職を占める職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職  
務の級及び当該職に係る別表第9に掲げる区分(以下「当該職の区分」という。)に応  
じ、別表第9-2の給料の特別調整額欄に定める額(育児短時間勤務職員にあつては、  
その額に就業規則第34条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1  
項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数  
があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、別表第9-4に掲げる職にあ  
る職員にあつては、その表に定める額とする。
- 5 前2項に規定する給料の特別調整額は、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤  
務した割増賃金相当分を含むものとする。
- 6 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(労働災  
害又は通勤災害により病気休暇を与えられ、又は休職にされた場合を除く。)は、給料  
の特別調整額は支給することができない。

(初任給調整手当) ⇒[県準拠 \(職員の給与に関する条例第9条の3、初任給調整手当の支  
給に関する規則\)](#)

第16条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超え

ない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号及び第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1) 医師の資格を有する者をもって充てる職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職 月額 309,200円

(2) 看護師の資格を有する者をもって充てる職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職 月額 10,000円

(3) 前2号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職 月額 2,500円

2 前項第1号に規定する職は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職(医師法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)第4条の規定による改正後の医師法(第4項において「平成12年改正後の医師法」という。)第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている者を除く。)とする。

3 前項第2号に規定する職は、医療職給料表(3)の適用を受ける看護師の職とする。

4 第1項に規定する月額は、職員の区分及び採用の日(採用の日が平成12年改正後の医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている者にあつては、当該研修の修了した日の翌日)以後の期間の区分に応じた別表第10又は別表第10-2に掲げる額(育児短時間勤務職員にあつては、その額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。この場合において、第1項第1号に規定する職にある職員のうち大学(旧専門学校令(明治36年勅令第61号)又は旧官立専門学校官制(昭和21年勅令第210号)による専門学校、国立総合大学及び官立医科大学に臨時附属医学専門部を設置するの件(昭和15年勅令第278号)による附属医学専門部その他理事長が別に定めるものとする。)卒業の日からそれぞれ採用の日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年)を超えることとなる職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得して、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。)に対する別表第10の適用については採用の日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間、第1項第2号に規定する職にある職員に対する別表第10-2の適用については採用の日から学校等卒業の日の属する年の4月1日からそれぞれ採用の日の前日までの期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

5 第4項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表第10又は別表第10-2に掲げられていないこととなった職員で特別の事情があると認められるものについて理事長の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び月額は、同項の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところによ

る。

- 6 初任給調整手当の月額、当分の間、第1項第1号の規定にかかわらず、同号の規定による支給額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ定める額を加算した額とする。
  - (1) 採用の日以後の期間が16年未満である者 55,000円
  - (2) 採用の日以後の期間が16年以上28年未満である者 65,000円
  - (3) 採用の日以後の期間が28年以上35年未満である者 75,000円
- 7 第1項第1号の規定により初任給調整手当を支給される職員は、医師及び看護師の職に採用された職員であつて、その採用が、医師の職に採用された職員にあつては、学校教育法に規定する大学卒業の日から37年（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練を経た者にあつては38年）を経過するまでの期間、看護師の職に採用された職員にあつては保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した看護師養成所（以下「学校等」という。）で看護師の職に必要な免許に対応する学校等卒業の日から5年を経過するまでの期間（以下これらを「経過期間」という。）内に行われたものとする。
- 8 前項に規定する経過期間内に新たに第1項に規定する職を占めることとなった職員には、初任給調整手当を支給する。
- 9 第7項の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年（第1項第2号に規定する職にあつては5年）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。
- 10 初任給調整手当が支給されている職員が休職にされ、又は外国派遣された場合は、当該休職の期間（第38条により給与の全額を支給される休職の期間を除く。）又は当該派遣の期間は、別表第10及び別表第10-2に掲げる期間には算入しない。
- 11 第1項に規定する職員となった者（第9項に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で第4項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。
- 12 第1項に規定する職員の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下「改正の日」という。）の前日から引き続き在職している職員のうち、改正の前日に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる職員で、その者の初任給調整手当の支給期間及び経過期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降、理事長の定めるところにより、初任給調整手当を支給する。

(扶養手当) ⇒[県準拠\(職員の給与に関する条例第10条\)](#)

第17条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職等給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び医療職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「事9級職員等」という。）に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。ただし、給与所得、事業所得、不動産所得等の恒常的な所得の合計額が年額130万円以上のもの及び、職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又はこれに相当する手当の支給の基礎となっている者を扶養親族とすることはできない。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者（終身労務に服することができない程度の者）

3 扶養手当の月額は、別表第11に定める額を支給する。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族（事9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事9級職員等から事9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（事9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び事9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

6 理事長は、前項の規定により職員から届出を受けたときは、第2項に規定する要件を備えているかどうかを確かめて認定するものとする。

7 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（事9級職員等にあつては、扶

養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となった日、事9級職員等から事9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事9級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族(事9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、事9級職員等以外の職員から事9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事9級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(事9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

8 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(事9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある事9級職員等が事9級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある事務職等給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「事8級職員」という。)が事8級職員及び事9級職員等以外の職員等となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事9級職員等以外のものが事9級職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で事8級職員及び事9級職員等以外のものが以外のもので事8級職員等となった場合

- (7) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- 9 扶養手当は、職員が次に掲げる場合に該当して給料を減額されるときにおいても、減額されないものとする。
- (1) 第23条第1項の規定により給与を減額された場合
  - (2) 育児部分休業により給与を減額された場合
  - (3) 介護休業により給与を減額された場合
  - (4) 介護時間休業により給与を減額された場合
  - (5) 懲戒処分により給料を減ぜられた場合
- 10 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。
- 11 第5項に規定する届出において、職員が虚偽の届出又は届出の遅延等により、不当に扶養手当の支給を受けたときは、職員はこれを返還しなければならない。

(地域手当) ⇒[県準拠（職員の給与に関する条例第11の2条・11の3条）](#)

- 第18条 地域手当は、地域における民間の賃金水準を基礎とし、地域における物価等を考慮して法人に勤務する職員に支給する。
- 2 地域手当の月額、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に、別表第12に掲げる率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下、地域手当の月額に1円未満の端数があるときも同様とする。）とする。
- 3 医師の資格を有する者をもって充てる職のうち、医療職給料表（1）の適用を受ける職員は、前項の規定にかかわらず、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に別表第12-2に掲げる率を乗じて得た月額の地域手当を支給する。
- 4 人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった職員であつて、給料表の適用を受けることとなった日（以下この項において「適用日」という。）の前日に常時勤務に服するものとして一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3第2項に規定する1級地から6級地までの地域又は事務所に在勤していた者（引き続き6箇月を超えてこれらの級地における地域又は事務所に在勤していた者に限る。）の適用日以後の前2項の規定による地域手当の支給割合が、適用日の前日に在勤していた地域若しくは事務所に係る地域手当の支給割合に達しないこととなるときは、当該職員には、第2項及び第3項の規定にかかわらず、適用日から2年（これらの級地における地域又は事務所に在勤していた期間が6月を超え30月未満の職員は1年）を経過するまでの間、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合に乗じて得た月額の地域手当を支給する。
- (1) 適用日から同日以後1年を経過する日までの期間 適用日の前日に在勤していた地

域又は事務所に係る地域手当の支給割合（適用日の前日に在勤していた地域又は事務所に係る地域手当の支給割合が適用日の後に改定された場合にあつては、当該地域又は事務所に係る適用日の前日の地域手当の支給割合。次号において同じ。）

- (2) 適用日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）適用日の前日に在勤していた地域又は事務所に係る地域手当の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

（住居手当）⇒**県準拠（職員の給与に関する条例第11の5条）**

第19条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人が設置する宿舍又は職員の扶養親族たる者（第17条に規定する扶養親族で同条第5項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅並びに配偶者、父母若しくは配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅その他理事長がこれらに準ずると認める宿舍又は住宅（以下「法人宿舍等」という。）に居住している職員を除く。）

- (2) 第21条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（法人宿舍等を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして栃木県職員の例により理事長が認める住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に定める額の合計額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

- (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、その居住の実情を速やかに理事長へ届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合についても、同様とする。

- 4 理事長は、前項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。
- 5 第3項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、理事長は次に掲げる場合の区分に応じて、家賃の額に相当する額を算出するものとする。
  - (1) 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額
  - (2) 居住に関する支払額に電気、ガス、水道料金、駐車場料金、共益費又は家具家電等使用料が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額
- 6 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(通勤手当) ⇒[県準拠（職員の給与に関する条例第12条、通勤手当の支給に関する規則）](#)

第20条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（新幹線鉄道、高速自動車国道等の利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃又は料金の額から第2項第1号に定める運賃等相当額（同項第3号アに定める普通交通機関等に係る額に限る。）の算出の基礎となる運賃又は料金に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）の額の2分の1を含む。以下この条において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具及び自転車（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等

を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離及び自動車等の使用距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、第7項で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この条において「運賃等相当額」という。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再雇用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員は、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車（二輪自動車を除く。）を使用する職員 別表第13の左欄に掲げる片道の通勤距離に応じ、同表の支給月額欄のうち四輪の自動車の欄に掲げる額

イ 前号に掲げる職員以外の職員 別表第13の左欄に掲げる片道の通勤距離に応じ、同表の支給月額欄のうちその他の欄に掲げる額

(3) 前項第3号に掲げる職員 支給単位期間につき、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

ア 前項第3号に掲げる職員（普通交通機関等（新幹線鉄道等（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等をいう。以下この条において同じ。）以外の交通機関等をいう。以下この条において同じ。）を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 第1号及び第2号に定める額

イ 前項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この号において「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が第2号に定める額以上である職員（アに掲げる職員を除く。） 第1号に定める額

ウ 前項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が第2号に定める額未満である職員（アに掲げる職員を除く。） 第2号に定める額

- 3 職員は、新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。同項の職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。
- 4 理事長は、職員から前項の届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。
- 5 普通交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の実情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。
- 6 前項の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、職員の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難い場合等正当な事由がある場合は、この限りではない。
- 7 運賃等相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に定める額とする。
  - (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
    - ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（第15項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額
    - イ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 理事長が別に定める額
  - (2) 回数券乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額
- 8 第6項ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、第7項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額とする。
- 9 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の2分の1に相当する額
  - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 第2項の規定による額
- 10 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の給料の支給日に支給する。

- 11 支給単位期間に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。
- 12 第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間に係る通勤手当は支給しない。
- 13 通勤手当を支給される職員につき、次に掲げる事由が生じた場合には、当該職員に手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を返納させるものとする。
  - (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は第1項の職員たる要件を欠くに至った場合
  - (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
  - (3) 月の中途において休職にされ、育児休業をし、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、停職にされた場合又は外国の病院等に派遣された場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。
  - (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合
- 14 前項における返納額は、当該各号に定める額とする。
  - (1) 普通交通機関等に係る通勤手当 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。
    - ア イに掲げる場合以外の場合 同項第2号に掲げる事由が発生した場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額とする。
    - イ 使用している定期券に通用期間が6箇月を超えるものがある場合 理事長が別に定める額
  - (2) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。
    - ア イに掲げる場合以外の場合 同項第2号に掲げる事由が発生した場合にあっては当該事由に係る新幹線鉄道等、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額とする。
    - イ 使用している定期券に通用期間が6箇月を超えるものがある場合 理事長が別に定める額
- 15 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、

当該各号に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア イに掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

イ 使用する定期券の通用期間が6箇月超える場合 理事長が別に定める期間

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 1箇月

16 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（第13項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給期間を定めることができる。

(1) 就業規則第23条の規定による退職その他の離職をすること。

(2) 外国の病院等に派遣され、育児休業をし、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、休職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

(3) 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。

(4) その他理事長の定める事由が生ずること。

17 支給単位期間は、第20項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は第21項の規定により通勤手当が改定される月から開始する。

18 月の中途において休職にされ、外国の病院等に派遣され、育児休業をし、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、又は停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることになったとき（次項に規定する場合に該当している時を除く。）

は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。

19 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたつて通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

20 通勤手当の支給は、職員に新たに第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合に

においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

21 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

22 第1項第3号に掲げる職員で有料の駐車場（交通機関等から交通の用具へ又は交通の用具から交通機関等へ乗り継ぐための駐車場。ただし、その乗継地周辺にあるものうち、回数利用券又は一時預かりによる駐車場は除く。）を併せて利用しているもの（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の駐車場（2以上の駐車場を利用する場合にあつては、それぞれ）の利用に係る自動車等の使用区間の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）に対して支給する通勤手当の額は、第2項の規定による通勤手当の額に、次の各号に定める額の合計額（その額が3,000円を超えるときは、3,000円）を加算した額とする。

(1) 駐車場を利用する交通の用具が四輪の自動車である場合 当該駐車場の1月当たりの利用料金の2分の1の額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、その額が3,000円を超えるときは、3,000円とする。）

(2) 駐車場を利用する交通の用具が四輪の自動車以外のものである場合 当該駐車場の1月当たりの利用料金の2分の1の額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、その額が500円を超えるときは、500円とする。）

（単身赴任手当）⇒[県準拠（職員の給与に関する条例第12条の2）](#)

第21条 事務所を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病、子の養育、配偶者の就業その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、移転前の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難（以下「通勤困難」という。）であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項に規定する通勤困難の基準は、栃木県職員の例により算定した距離とし、次の各

号のいずれかに該当することとする。

- (1) 通勤距離が 60 キロメートル以上であること。
  - (2) 通勤距離が 60 キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。
- 3 単身赴任手当の月額、30,000 円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が 100 キロメートル（第 18 条の規定による地域手当が支給されている職員（栃木県に在勤する職員を除く。以下「地域手当支給職員」という。）にあっては 60 キロメートル）以上である職員にあっては、その額に、別表第 14 の左欄に掲げる交通距離の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を加算した額）とする。
- 4 人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病、子の養育、配偶者の就業その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、前 3 項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 5 新たに第 1 項又は前項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。
- 6 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。
- 7 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第 1 項又は第 4 項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が第 1 項又は第 4 項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 8 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 9 理事長は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が第 1 項又は第 4 項の職員要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。なお、理事長は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、

職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(特殊勤務手当) ⇒[県準拠\(職員の特殊勤務手当に関する条例第1条\)](#)

第22条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲及び支給額は、別表第15のとおりとする。
- 3 同一の日に、特殊勤務手当の額が日額で定められている業務又は作業（以下「業務等」という。）の2以上の業務等に従事した場合は、1日につき当該業務等に従事した場合に支給する特殊勤務手当のうちいずれか最も高額の特務手当（それらの特殊勤務手当の額が同額の場合はいずれか一方の特務手当）を支給する。

(給与の減額) ⇒[県準拠\(職員の給与に関する条例第14条\)](#)

第23条 職員が勤務しないときは、就業規則第40条に規定する休日及び就業規則第41条に規定する代休日（以下単に「代休日」という。）又は超勤代休時間である場合、年次有給休暇、特別休暇及び傷病休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき第31条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
  - (1) 育児部分休業の承認
  - (2) 介護休業の承認
  - (3) 介護時間休業の承認
  - (4) 地方独立行政法人栃木県立岡本台病院職員兼業規程第8条第1項の規定による勤務時間内における兼業の承認（理事長が減額の必要がないと特に認めた場合を除く。）
  - (5) 就業規則第59条の規定による修学部分休業の承認
  - (6) 就業規則第60条の規定による高齢者部分休業の承認
- 3 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、前項第1号から第3号の承認を受けている職員については、第31条第1項の規定により算出した額とし、前項第4号から第6号の承認を受けている職員については、給料の月額及びこれに対する地域手当、初任給調整手当並びに給料の特別調整額の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除した額とする。

(給与の減額方法) ⇒県準拠 (職員の給料等の支給に関する規則第 13 の 2 条)

第 24 条 減額すべき給与額の算定の基礎となる時間数は、その給与期間において勤務しなかった全時間数によって計算し、その時間数に 1 時間未満の端数を生じた場合においては、その端数が 30 分以上のときは 1 時間とし、30 分未満のときは切り捨てる。

2 減額すべき給与額は、その給与期間の分の給料に対応する額並びに初任給調整手当及び給料の月額に対する地域手当に対応する額とし、それぞれその次の給与期間以降の給料並びに初任給調整手当及び地域手当から差し引くものとする。ただし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が給料並びに初任給調整手当及び地域手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引くものとする。

(超過勤務手当) ⇒県準拠 (職員の給与に関する条例第 15 条)

第 25 条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 31 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間外に勤務した次の各号に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に定める割合 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間にある場合には、その割合に 100 分の 25 を加算した割合) を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員及び定年前再雇用短時間勤務職員が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間外に勤務したもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 100 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125) を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日 (次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。) における勤務 100 分の 125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100 分の 135

2 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間が 1 箇月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 31 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175) を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 31 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175) から第 1 項に規定する割合 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100

分の 25 を加算した割合) を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

- 4 第 1 項ただし書に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間について前 2 項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第 1 項に規定する割合」とあるのは、「100 分の 100」とする。
- 5 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、就業規則第 38 条第 1 項の規定により、あらかじめ就業規則第 34 条及び第 36 条の規定により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを割り振られた職員には、当該割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（第 27 条に規定する休日給が支給された時間を除く。）に対して、勤務 1 時間につき、第 31 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 6 育児短時間勤務職員及び定年前再雇用短時間勤務職員が、就業規則第 35 条第 2 項の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が週 38 時間 45 分に達するまでの間の勤務については、前項の規定にかかわらず、超過勤務手当は、支給しない。
- 7 第 2 項及び第 3 項の規定は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間が 1 箇月について 60 時間を超えた職員の第 5 項に規定する超過勤務手当の支給について準用する。この場合において、第 2 項中「全時間」とあるのは「全時間（就業規則第 38 条第 1 項の規定により第 5 項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間（次条に規定する休日給が支給された時間を除く。）に限る。）」と、「前項」とあるのは「第 5 項」と、「100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）」とあるのは「100 分の 50」と、第 3 項中「前項」とあるのは「第 7 項において準用する前項」と、「100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）から第 1 項」とあるのは「100 分の 50 から第 5 項」と、「割合（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）」とあるのは「割合」と読み替えるものとする。

（業務旅行中における超過勤務及び休日勤務の取扱い）⇒[県準拠（職員の給料等の支給に関する規則第 16 条）](#)

第 26 条 業務による旅行（出張及び赴任を含む。）中の職員に係る次の各号に掲げる手当の支給については、当該各号の定めるところによる。

- (1) 第 25 条第 1 項の規定による超過勤務手当 正規の時間を超えて勤務すべきことを理事長があらかじめ指示して命じた場合において、現に勤務し、かつ、その勤務時間

につき明確に証明できる職員に限り支給する。

- (2) 第 25 条第 5 項の規定による超過勤務手当 割振り変更後の勤務日の正規の勤務時間中に現に勤務し、かつ、その勤務時間につき明確に証明できる職員に限り支給する。
- (3) 休日給 休日給の支給対象日の正規の勤務時間中勤務すべきことを理事長があらかじめ指示して命じた場合において、現に勤務し、かつ、その勤務時間につき明確に証明できる職員に限り支給する。
- (4) 管理職員特別勤務手当 週休日又は第 27 条第 3 項に規定する祝日法による休日等に臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務し、その勤務時間につき明確に証明できる職員に限り支給する。

(休日給) ⇒[県準拠（職員の給与に関する条例第 16 条）](#)

第 27 条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても正規の給与を支給する。

- 2 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 31 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 135 を乗じて得た額を休日給として支給する。国又は県の行事の行われる日で理事長が指定する日において勤務した職員についても同様とする。ただし、正規の勤務時間外に勤務しても、休日給は、支給されない。
- 3 前 2 項において「休日」とは、祝日法による休日及び年末年始の休日又は就業規則第 47 条第 1 項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間を指定された日（以下「祝日法による休日等」という。）をいう。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる日をいう。
  - (1) 代休日を指定された職員が、祝日法による休日等に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合 当該休日に代わる代休日
  - (2) 日曜日以外の日を週休日と定められている職員について、祝日法による休日が週休日に当たる場合 週休日に当たる祝日法による休日の直後の勤務日（当該勤務日が代休日又は祝日法による休日等に当たるときは、当該代休日又は祝日法による休日等の直後の勤務日）

(夜勤手当) ⇒[県準拠（職員の給与に関する条例第 17 条）](#)

第 28 条 正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 31 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を夜勤手当として支給する。

(時間数の計算) ⇒[県準拠（職員の給料等の支給に関する規則第 17 条）](#)

第 29 条 超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その給

与期間におけるそれぞれの全時間数（第 31 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を異にする部分があるとき又は超過勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに計算した時間数）によって計算し、この場合において、その時間数に 1 時間未満の端数を生じたときは、その端数が 30 分以上のときは 1 時間とし、30 分未満のときは切り捨てる。

（端数計算）⇒[県準拠（職員の給与に関する条例第 18 条の 4）](#)

第 30 条 第 23 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額及び第 25 条、第 27 条及び第 28 条の規定により勤務 1 時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

（勤務 1 時間当たりの給与額の算出）⇒[県準拠（職員の給与に関する条例第 18 条の 4、第 19 条）](#)

第 31 条 第 23 条の規定により勤務しない 1 時間につき給与から減額する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額とする。

2 第 25 条、第 27 条及び第 28 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じて得た時間から当該年度における祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び就業規則第 40 条に規定する年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に 7 時間 45 分（定年前再雇用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員にあっては、7 時間 45 分に勤務割合を乗じて得た時間）を乗じて得た時間を減じて算定した年間の勤務時間で除した額とする。

（宿日直手当）⇒[県準拠（職員の給与に関する条例第 18 条）](#)

第 32 条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、その勤務 1 回につき、当該各号に定める額の宿日直手当を支給する。ただし、勤務時間が 5 時間未満の場合には、当該各号に定める額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。

- (1) 就業規則第 49 条第 1 号に規定する勤務 4,400 円
- (2) 就業規則第 49 条第 2 号に規定する勤務 21,000 円
- (3) 就業規則第 49 条第 3 号に規定する勤務 7,200 円

2 前項の勤務は、第 25 条、第 27 条及び第 28 条までの勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当) ⇒県準拠(職員の給与に関する条例第18の2条)

第33条 第15条第1項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により、週休日又は休日(祝日法による休日等(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日)をいう。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第15条第1項に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

(1) 第1項に規定する場合

ア 別表第9の区分欄に定める区分が1種又は2種 10,000円

イ 別表第9の区分欄に定める区分が3種 8,000円

ウ 別表第9の区分欄に定める区分が4種又は5種 6,000円

エ 別表第9の区分欄に定める区分が6種又は7種 4,000円

(2) 第2項に規定する場合

ア 別表第9の区分欄に定める区分が1種又は2種 5,000円

イ 別表第9の区分欄に定める区分が3種 4,000円

ウ 別表第9の区分欄に定める区分が4種又は5種 3,000円

エ 別表第9の区分欄に定める区分が6種又は7種 2,000円

4 第1項の勤務をした後、引き続きいて第2項の勤務をした管理職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

(期末手当) ⇒県準拠(職員の給与に関する条例第20条)

第34条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第36条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ次の各号に定める日(次条及び第36条においてこれらの日を「支給日」(これらの日が土曜日に当たるときはその前日、日曜日に当たるときはその前々日)という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第39条第8項の規定の適用を受ける職員、基準日若しくは当該退職等をした日において無給の休職、刑事事件に係る休職、研修に係る休職、停職、育児休業(基準日以前6箇月以内に勤務した期間のあるものを除く。)、自己啓発等休業又は配偶者同行休業をしている職員等を除く。)についても、同様とする。

(1) 6月1日を基準日とする期末手当 6月30日

- (2) 12月1日を基準日とする期末手当 12月10日
- 2 前項後段の規定にかかわらず、退職の後、基準日までの間において、法人の職員としての在職期間を当該団体の職員としての在職期間に通算することを認める職に雇用された職員には、期末手当を支給しない。
  - 3 期末手当の額は、期末手当基礎額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、栃木県職員の例による率を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
    - (1) 6箇月 100分の100
    - (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
    - (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
    - (4) 3箇月未満 100分の30
  - 4 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
  - 5 各給料表につき別表第16の職員欄に掲げる職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表の職員欄に掲げる職員の区分に応じて当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額（別表第16-2の職員欄に掲げる職員にあっては、その額に給料月額（育児短時間勤務職員にあっては、給料月額を算出率で除して得た額）に同表の職員欄に掲げる職員の区分に応じて当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第3項の期末手当基礎額とする。
  - 6 前2項による期末手当の計算の基礎となる給与月額（給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額）は、次の各号に定めるところによるものとする。
    - (1) 休職者の場合は、第39条に規定する支給率を乗じない給与月額
    - (2) 第23条第1項の規定により給与が減額される場合は、減額前の給与月額
    - (3) 懲戒処分により給与を減ぜられた場合には、減ぜられない給与月額
    - (4) 外国の病院等に派遣される職員の場合には、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年栃木県条例第2号）第5条の規定の例により算出した給与月額
  - 7 第3項に規定する在職期間は、給料表の適用を受ける職員として在職した期間とする。ただし、次の各号に掲げる期間を除算する。
    - (1) 停職期間
    - (2) 自己啓発等休業職員、配偶者同行休業、研修休職職員、修学部分休業又は高齢者部

分休業として在職した期間の2分の1

(3) 育児休業職員（当該育児休業で次に掲げるものをしている者を除く。）として在職した期間の2分の1

ア 当該育児休業の期間の全部が育児・介護休業等規程第13条に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の期間（当該期間の2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の期間の全部が育児・介護休業等規程第13条に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の期間（当該期間の2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

(4) 育児短時間勤務職員として在職した期間について、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1

8 第3項に規定する在職期間には、基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者（会計年度任用職員及び非常勤職員を除く。）が引き続き給料表の適用を受ける職員となった場合は、その期間においてそれらの者として在職した期間を参入する。

(1) 地方独立行政法人栃木県立岡本台病院職員退職手当規程（以下「退職手当規程」という。）第18条第5項第1号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員が、理事長の要請に応じ、法人の職員となった場合

(2) その他、理事長が権衡上の判断から特に認める場合

（期末手当の不支給）⇒[県準拠（職員の給与に関する条例第20条の2）](#)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第90条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第29条第1項第1号及び第2号の規定により解雇された職員

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の支給の一時差し止め）⇒[県準拠（職員の給与に関する条例第20条の3）](#)

第36条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の

前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
  - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、一時差止処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当) ⇒[県準拠\(職員の給与に関する条例第20条の4\)](#)

- 第37条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ第34条第1項各号に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(基準日若しくは当該退職等をした日において休職(労働災害又は通勤災害による休職を除く。)、停職、育児休業(基準日以前6箇月以内に勤務した期間のあるものを除く。)、自己啓発等休業又は配偶者同行休業をしている職員等を除く。)についても、同様とする。
- 2 前項後段の規定にかかわらず、退職の後、基準日までの間において、法人の職員としての在職期間を当該団体の職員としての在職期間に通算することを認める職に雇用される職員には、勤勉手当を支給しない。
  - 3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第6項に規定する職員の勤務期間による割合(同項において「期間率」という。)に理事長が別に定める職員の勤務成績による割合(栃木県職員の例による勤務成績による割合とする。)を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
    - (1) 前項の職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に栃木県職員の例による率(第15条第1項に規定する職にある職員のうち給料の特別調整額に係る区分が1種から3種までの職員にある者(以下「特定幹部職員」という。)にあつては、栃木県職員の例による率)を乗じて得た額の総額
    - (2) 前項の職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員 当該定年前再雇用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に栃木県職員の例による率(特定幹部職員にあつては、栃木県職員の例による率)を乗じて得た額の総額
  - 4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
  - 5 第34条第5項の規定は、第3項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第37条第4項」と読み替えるものとする。
  - 6 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第17に定める割合とする。この場合において、勤務期間は、給料表の適用を受ける職員として在職した期間とする。ただし、次の各号に掲げる期間(第7号から第10号

までに掲げる期間がある場合は、それぞれの勤務しなかった期間又は給与を減額された期間を合算し、第7号から第10号までの規定を適用した場合に得られる期間)を除算する。

- (1) 自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員又は停職者として在職した期間
- (2) 育児休業職員として在職した期間（当該育児休業で次に掲げるものを行っている者を除く。）

ア 当該育児休業の期間の全部が育児・介護休業等規程第13条に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の期間（当該期間の2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の期間の全部が育児・介護休業等規程第13条に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の期間（当該期間の2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

- (3) 休職期間（労働災害又は通勤災害による休職期間を除く。）
- (4) 育児短時間勤務職員として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

(5) 第23条第1項の規定により給与を減額された期間（その期間が7時間45分（育児短時間勤務職員及び定年前再雇用短時間勤務職員にあつては、7時間45分に算出率を乗じて得た時間）未満である場合を除く。）

(6) 傷病休暇（労働災害又は通勤災害によるものを除く。）又は介護休業により勤務しなかった期間から第33条に規定する週休日及び休日並びに就業規則第47条の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間を指定された日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(7) 介護休業（派遣先の介護休業を含む。）の承認を受けて勤務しなかった期間が週休日及び休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(8) 介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(9) 育児部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった期間

(10) 修学部分休業、高齢者部分休業又は配偶者同行休業職員として在職した期間

(11) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合（労働災害又は通勤災害による場合を除く。）には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

7 第6項に規定する勤務期間には、基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者（業務嘱託員及び業務補助員を除く。）が引き続き給料表の適用を受ける職員となった場合は、その期間においてそれらの者として在職した期間を参入する。

- (1) 退職手当規程第18条第5項第1号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員が、理事長の要請に応じ、法人の職員となった場合

(2) その他、理事長が権衡上の判断から特に認める場合

- 8 第34条第5項及び第6項並びに前2条の規定は、勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第34条第6項中「（給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額）」とあるのは「（給料の月額及びこれに対する地域手当の月額）」と、第35条中「前条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第37条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第34条第1項各号に定める日）をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特定の職員についての適用除外） ⇒ 県準拠（職員の給与に関する条例第18条の3、第21条の3）

第38条 第25条、第27条及び第28条の規定は、第15条第1項に規定する職にある職員には適用しない。

- 2 第5条から第10条まで、第16条、第17条、第18条第3項及び第4項並びに第19条の規定は、定年前再雇用短時間勤務職員には適用しない。

（休職者の給与） ⇒ 県準拠（職員の給与に関する条例第22条）

第39条 職員が、労働災害又は通勤災害により就業規則第17条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給与の全額を支給する。

- 2 職員が、結核性疾患にかかり就業規則第17条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が、前2項以外の心身の故障により就業規則第17条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が、就業規則第17条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第17条第3号に掲げる事由に該当して休職にされた場合で、労働災害又は通勤災害を受けたと認められるときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 職員が就業規則第17条第3号に該当して休職された場合で、労働災害又は通勤災害を受けたと認められないときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当、

住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給することができる。

- 7 休職にされた職員には、他の規程に別段の定がない限り、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。
- 8 第 2 項、第 3 項又は第 5 項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第 34 条第 1 項に規定する基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項に規定する支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。
- 9 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第 35 条及び第 36 条の規定を準用する。この場合において、第 35 条中「前条第 1 項」とあるのは、「第 38 条第 8 項」と読み替えるものとする。

(育児休業等の承認を受けた職員の給与)

第 40 条 育児休業職員（第 34 条第 1 項及び第 37 条第 1 項に規定する基準日以前 6 箇月以内に勤務した期間のある職員で当該各条の規定により期末手当及び勤勉手当が支給される職員を除く。）、自己啓発等休業職員又は配偶者同行休業職員の給与については、その休業の期間中、給与を支給しない。

(派遣職員の給与)

第 41 条 派遣職員のうち、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給するものとする。

- 2 派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると理事長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、派遣職員には給与を支給しない。
- 3 第 1 項の規定による給与は、あらかじめ職員の指定する者に対して支払うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 4（2022）年 4 月 1 日から施行する。

(法人移行職員に係る給与の決定)

- 2 この規程施行の際、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 59 条第 2 項の規定により栃木県職員から引き続き法人の職員となった者（以下「法人移行職員」という。）に適用する給料表は、当該職員が施行日の前日に適用を受けていた次の表の左欄

に定める給料表に対応する右欄に定める給料表を適用するものとする。

施行日の前日に適用を受けていた給料表	施行日に適用する給料表
行政職給料表	事務職等給料表
医療職給料表（１）	医療職給料表（１）
医療職給料表（２）	医療職給料表（２）
医療職給料表（３）	医療職給料表（３）

- 3 前項の規定により適用を受けることとなる給料表の職務の級及び号給は、法人移行職員が施行日に、引き続き栃木県の職員として昇格昇給をした場合の職務の級及び号給と同じ職務の級及び号給に決定するものとする。

（法人移行職員に係る給与の決定）

- 4 施行日以後最初に行われる法人移行職員に対する昇格、降格、昇給、期末手当及び勤勉手当に係る規程の適用に当たっては、施行日の前日までの栃木県職員としての在職期間、勤務成績等を法人職員としての在職期間、勤務成績等とみなす。

- 5 施行日前に栃木県において行われた法人移行職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当に係る認定については、法人において行ったものとみなす。

（派遣等職員の給与）

- 6 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年栃木県条例第 43 号）に基づき栃木県から法人に派遣された職員又は栃木県との間で締結された取決めに従って要請に応じて栃木県職員から引き続き法人の役員兼職員となった者の給与については、この規程の規定にかかわらず、職員の給与に関する条例（昭和 27 年栃木県条例第 1 号）その他栃木県の関係例規、通知等の定めるところにより算定した額又は栃木県との協議により定めた額を支給する。

（初任給決定の特例）

- 7 新たに職員となった者で、採用前日まで地方独立行政法人栃木県立岡本台病院有期雇用職員就業規則第 3 条第 3 号から第 7 号に定める有期雇用職員又は栃木県の臨時的任用職員であった者（栃木県の臨時的任用職員であった者については法人の設立の日採用される者に限る。）については、採用の事情等を考慮して採用前日までの給与との均衡上必要があると認められるときは、第 5 条の規定にかかわらず採用前日に受けていた職務の級及び号給に相当する職務の級及び号給に決定するものとする。

- 8 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（附則第 4 項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 5 条第 1 項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第 2 項、第 6 条、第 8 条第 2 項第 1 号及び第 8 条第 2 項第 2 号の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り

上げるものとする。)とする。

- 9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
  - (1) 地方独立行政法人栃木県立岡本台病院有期雇用職員就業規則第3条に規定する職員
  - (2) 就業規則による改正前の就業規則（令和5年1月1日施行）第25条ただし書に規定する職員
  - (3) 就業規則第13条の3第1項又は第2項の規定により第13条の2第1項に規定する異動期間（同条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された就業規則第13条の2第1項に規定する職を占める職員
  - (4) 就業規則第25条第2項に規定する職員
  - (5) 就業規則第26条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（就業規則第23条第1項第2号に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 10 就業規則第13条の2に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第6項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（取扱要綱で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 11 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 12 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、取扱要綱定めるところにより、附則第4項及び第5項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 13 附則第4項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、取扱要綱定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

- 14 附則第4項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第34条第5項（第37条第5項において準用する場合の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第4項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 15 附則第2項から前項までに定めるもののほか、附則第2項の規定による給料月額、附則第4項の規定による給料その他附則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年12月15日から施行する。ただし、第20条、第22条、第34条及び第37条の規定は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 第4条及び第14条の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年6月20日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年12月11日から施行する。ただし、第20条の規定は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 第4条、第6条、第7条、第14条及び第16条の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 第6条及び第7条の規定については、令和5年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規程の規定による号給が改正前の規程の規定による号給に達しない職員のうち、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とするものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。  
(給与規程の一部改正に伴う経過措置)
- 2 暫定再雇用職員(就業規則附則第4条第4項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)(暫定再雇用短時間勤務職員(就業規則附則第6条に規定する短時間勤務の職を占める暫定再雇用職員をいう。以下同じ。))を除く。以下この項及び次項において同じ。)(給料月額は、当該暫定再雇用職員が就業規則第28条に規定する定年前再雇用短時間勤務職員(以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される新規程第4条に規定する給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新規程第5条第12項の規定により当該暫定再雇用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 3 暫定再雇用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再雇用短時間勤務職員が定年前再雇用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新規程第4条に規定する給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新規程第5条第1項の規定により当該暫定再雇用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、就業規則第34条第3項の規定により定められた当該暫定再雇用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再雇用短時間勤務職員は、定年前再雇用短時間勤務職員とみなして、新規程第20条第2項、第25条第6項の規定を適用する。
- 5 暫定再雇用職員は、定年前再雇用短時間勤務職員とみなして、新規程第34条第3項の規定を適用する。
- 6 新規程第37条第1項の職員に暫定再雇用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第3項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再雇用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再雇用短時間勤務職員及び就業規則附則第4条第4項の規定により採用された職員(次号において「暫定再雇用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再雇用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再雇用短時間勤務職員及び暫定再雇用職員」とする。
- 7 新規程第5条第2項、第8条、第16条から第17条まで、第18条第3項から第19条までの規定は、暫定再雇用職員には適用しない。
- 8 第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再雇用職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

別表第1 給料表（第4条関係）

事務職等給料表（この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。）

1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8級 9級

1級	
号給	給料月額
1	162,100
2	163,200
3	164,400
4	165,500
5	166,600
6	167,700
7	168,800
8	169,900
9	170,900
10	172,300
11	173,600
12	174,900
13	176,100
14	177,600
15	179,100
16	180,700
17	181,800
18	183,200
19	184,600
20	186,000
21	187,300
22	189,600
23	191,800
24	194,000
25	196,200
26	197,900
27	199,400
28	200,900
29	202,400
30	203,800
2級	
号給	給料月額
31	205,200
32	206,600
33	208,000
34	209,300
35	210,600
36	211,900
37	213,200
38	214,400
39	215,600
40	216,700
41	217,800
42	218,900
43	219,900
44	220,900
45	221,800
46	222,700
3級	
号給	給料月額
47	223,600
48	224,500
49	225,400
50	226,300
51	227,200
52	228,100
53	228,900
54	229,800
55	230,700
56	231,500

試験の区分		初任給	給料月額
大卒程度		1-25	196,200
高卒程度	高校卒	1-9	170,900
資格・免許職	大学卒	1-25	196,200
	短大卒	1-17	181,800









事務職等給料表 (この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。)

1級      2級      3級      4級      5級      6級      7級      8級      9級

77	409,300							
78	409,600							
79	409,900							
80	410,100							
81	410,300	33	428,600	21	450,100	5	472,000	
82	410,600							
83	410,900	34	429,900	22	451,600	6	475,000	
84	411,100							
85	411,300	35	431,200	23	453,000	7	478,000	
		36	432,400	24	454,500	8	481,100	
		37	433,600	25	455,900	9	483,800	
		38	434,400					
		39	435,200	26	457,200	10	486,900	
		40	436,000					
		41	436,600	27	458,500	11	489,900	
		42	437,300					
		43	438,000	28	459,700	12	493,000	
		44	438,700					
		45	439,500					
		46	440,300					
		47	440,700					
		48	441,400	29	460,700	13	495,700	
		49	441,900					
		50	442,300					
		51	442,700					
		52	443,100					
		53	443,500	30	461,400			
		54	443,900					
		55	444,300					
		56	444,600					
		57	444,900					
		58	445,300	31	462,200			
		59	445,600					
		60	445,900					
		61	446,200					
				32	462,900			
				33	463,600			
				34	464,400	14	498,000	
				35	465,100			
				36	465,700			
				37	466,200			
				38	466,800			
				39	467,400	15	500,300	
				40	468,000			
				41	468,500			
				42	469,000			
				43	469,400			
				44	469,700	16	502,600	
				45	470,000			
						17	504,600	
						18	506,000	
						19	507,500	
						20	508,900	
						21	510,100	
						22	511,500	
						23	513,000	
						24	514,500	
						25	515,600	
						26	516,700	
						27	517,900	
						28	519,100	
						29	520,100	
						30	521,000	
						31	521,900	
						32	522,800	

事務職等給料表 (この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。)

1級      2級      3級      4級      5級      6級      7級      8級      9級

33	523,600
34	524,500
35	525,200
36	525,700
37	526,400
38	527,000
39	527,800
40	528,400
41	528,900

定年前再雇用 短時間勤務 職員	1級	2級	3級	4級	5級
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700
	6級	7級	8級	9級	
	316,200	358,000	291,200	442,400	

※再雇用短時間勤務職員の給料月額は、再雇用職員の給料表にある金額に勤務割合（週当たりの勤務時間／38時間45分）を乗じて得た額とし、1円未満の端数は切り捨てる。  
他の給料表において同様。

別表第2 給料表（第4条関係）

医療職給料表（1）（この表は、医師に適用する。）

1級		2級		3級		4級	
1級							
号給	給料月額						
1	264,700						
2	267,200						
3	269,600						
4	272,000						
5	274,100						
6	277,600						
7	281,100						
8	284,500						
9	288,100						
10	291,600						
11	295,200						
12	298,700						
13	302,200						
14	306,100						
15	310,000						
16	313,600						
17	317,200						
18	320,700						
19	324,200						
20	327,700	2級					
号給	給料月額	号給	給料月額				
21	331,300	1	346,600				
22	335,000	2	349,600				
23	338,400	3	352,400				
24	341,700	4	355,300				
25	345,000	5	357,800				
26	347,500	6	360,800				
27	350,000	7	363,800				
28	352,300	8	366,600				
29	354,400	9	368,700				
30	356,100	10	371,200				
31	357,800	11	373,900				
32	359,600	12	376,400				
33	361,500	13	379,100				
34	363,700	14	382,500				
35	365,800	15	385,500				
36	367,800	16	388,800	3級			
号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額		
37	369,700	17	391,800	1	406,900		
38	371,900	18	394,400	2	409,600		
39	374,000	19	396,800	3	412,100		
40	376,000	20	399,300	4	414,700		
41	378,000	21	401,900	5	417,100		
42	378,700	22	403,900	6	419,100		
43	379,300	23	405,500	7	420,900		
44	380,000	24	407,100	8	422,800		
45	380,900	25	408,800	9	424,600		
46	382,200						
47	383,500	26	411,000	10	427,300		
48	384,800						
49	385,600	27	413,100	11	429,800		
50	386,400						
51	387,200						
52	387,700						
53	388,500	28	415,100	12	432,200		
54	389,300						
55	390,000						
56	390,700						
57	391,400	29	417,200	13	434,400		
58	392,300						
59	393,000						
60	393,600	30	419,300	14	436,900		

学歴	初任給	給料月額
博士課程	1-25	345,000
大学6卒	1-9	288,100

医療職給料表（１）（この表は、医師に適用する。）

1 級		2 級		3 級		4 級	
61	394,100						
62	394,600						
63	395,000	31	420,900	15	438,900		
64	395,400						
65	395,700						
		32	422,600	16	441,000		
		33	424,500	17	443,000		
		34	426,000	18	445,200		
		35	427,800	19	447,400		
		36	429,600	20	449,500		
		37	431,500	21	450,900		
		38	433,500	22	453,300	4 級	
		39	435,300	23	455,600		
		40	437,200	24	457,800	号給	給料月額
		41	439,000	25	459,800	1	474,700
		42	440,700	26	462,100	2	477,000
		43	442,400	27	464,300	3	479,200
		44	444,200	28	466,600	4	481,500
		45	446,000	29	468,700	5	483,700
		46	447,800	30	470,900	6	485,800
		47	449,500	31	473,200	7	488,000
		48	451,200	32	475,300	8	490,000
		49	452,800	33	477,100	9	491,900
		50	454,500	34	479,200	10	494,000
		51	456,200	35	481,300	11	496,100
		52	457,900	36	483,300	12	498,200
		53	459,800	37	485,400	13	500,300
		54	461,000				
		55	462,200	38	487,100	14	502,200
		56	463,400				
		57	464,400	39	488,900	15	504,300
		58	465,400				
		59	466,300	40	490,700	16	506,400
		60	467,100				
		61	467,900	41	492,300	17	508,300
		62	468,600				
		63	469,300	42	494,100	18	510,300
		64	469,900				
		65	470,600	43	495,900	19	512,300
		66	471,300				
		67	471,900	44	497,500	20	514,100
		68	472,500				
		69	472,800	45	498,900	21	515,900
		70	473,400				
		71	474,100				
		72	474,800	46	500,600	22	517,700
		73	475,200				
		74	475,800				
		75	476,500	47	502,400	23	519,500
		76	477,200				
		77	477,600				
		78	478,200	48	504,100	24	521,300
		79	478,800				
		80	479,300				
		81	479,900				
		82	480,400				
		83	480,900	49	505,600	25	522,900
		84	481,400				
		85	481,800				
		86	482,400				

# 医療職給料表（1） （この表は、医師に適用する。）

1 級

2 級		3 級		4 級	
87	482,800	50	506,900	26	524,700
88	483,300				
89	483,800				
90	484,400				
91	485,000				
92	485,400				
93	485,900	51	508,200	27	526,500
94	486,500				
95	487,100				
96	487,600				
97	488,100				
52	509,500				
53	510,500				
54	511,800				
55	513,100				
56	514,400				
57	515,400				
58	516,200				
59	517,000				
60	517,800				
61	518,700				
62	519,500				
63	520,400				
64	521,200				
65	522,100				
66	523,000				
67	523,700				
68	524,600				
69	525,500				
70	526,300				
71	527,200				
72	528,100				
73	528,900				
74	529,800				
75	530,700				
76	531,400				
77	532,200				
78	533,100				
79	534,000				
80	534,900				
81	535,700				
82	536,600				
83	537,500				
84	538,400				
85	539,200				
86	540,100				
87	541,000				
88	541,900				
89	542,700				
28	528,300				
29	529,900				
30	531,700				
31	533,500				
32	535,300				
33	536,900				
34	538,700				
35	540,400				
36	542,100				
37	543,700				
38	545,300				
39	546,700				
40	548,300				
41	549,800				
42	551,200				
43	552,600				
44	553,900				
45	555,100				
46	556,100				
47	557,100				
48	558,100				
49	559,100				
50	560,000				
51	560,900				
52	561,800				
53	562,600				
54	563,500				
55	564,400				
56	565,300				
57	566,200				
58	567,100				
59	568,000				
60	568,700				
61	569,600				

再雇用職員	1 級	2 級	62	570,500
	297,300	339,700	63	571,400
	3 級	4 級	64	572,300
	394,300	467,400	65	573,200

医療職給料表（2）

（この表は、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師及び作業療法士に適用する。）

1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
1級													
号給	給料月額												
1	167,200												
2	168,600												
3	170,000												
4	171,400												
5	172,700												
6	174,500												
7	176,200												
8	177,800												
9	179,400												
10	181,100												
11	182,700												
12	184,600												
13	186,000												
14	187,800												
15	189,800												
16	191,600												
17	193,500												
18	194,700												
19	196,200												
20	197,600												
		号給	給料月額										
21	198,800	1	202,800										
22	200,300	2	204,400										
23	201,700	3	205,900										
24	203,000	4	207,300										
25	204,600	5	208,800										
26	205,600	6	210,000										
27	206,700	7	211,200										
28	207,800	8	212,400										
29	209,000	9	213,800										
30	210,100	10	215,300										
31	211,200	11	216,800										
32	212,300	12	218,300										
33	213,700	13	219,700										
34	215,000	14	221,200										
35	216,300	15	222,700										
		3級											
		号給	給料月額										
36	217,500	16	224,200	1	236,100								
37	218,500	17	225,500	2	237,400								
38	219,500	18	226,800	3	238,700								
39	220,500	19	228,200	4	239,900								
40	221,500	20	229,500	5	241,100								
41	222,400	21	230,600	6	242,300								
42	223,200	22	231,700	7	243,400								
43	224,000	23	232,800	8	244,500								
44	224,900	24	233,900	9	245,400								
45	225,800	25	235,000	10	246,500								
46	226,700	26	236,200	11	247,800								
47	227,600	27	237,400	12	248,900								
48	228,500	28	238,500	13	250,200								
		4級											
		号給	給料月額										
49	229,200	29	239,500	14	251,400	1	258,800						
50	230,100			15	252,600	2	259,900						
51	231,000	30	240,800	16	253,800	3	261,100						
52	231,800			17	254,600	4	262,200						
53	232,100	31	242,200	18	255,800	5	263,400						
54	232,900					6	264,600						
55	233,500	32	243,400										
56	234,200												
57	234,800	33	244,400										
58	235,400												
59	235,900	34	245,700										
60	236,400												

職種	学歴	初任給	給料月額
薬 剤 師	大 6	2 - 17	225,500
	大	2 - 5	208,800
診療放射線技師	大	2 - 5	208,800
	短 3	1 - 21	198,800
栄 養 士	大	2 - 5	208,800
	短	1 - 15	189,800
臨床検査技師	大	2 - 5	208,800
	短 3	1 - 21	198,800
衛生検査技師	大	2 - 5	208,800
	短	1 - 15	189,800
作業療法士	大	2 - 5	208,800
	短 3	1 - 21	198,800

医療職給料表（2）

（この表は、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師及び作業療法士に適用する。）

1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
61	237,000	35	246,600	19	256,900	7	265,700						
62	237,500												
63	238,000												
64	238,600												
65	239,100	36	247,800	20	258,000	8	266,700						
66	239,600												
67	240,200												
68	240,700												
69	241,200	37	249,000	21	259,200	9	267,800						
70	241,700												
71	242,100												
72	242,600												
73	243,100	38	250,100	22	260,000	10	268,500						
74	243,600												
75	244,100												
76	244,600												
77	244,900	39	251,100	23	260,800	11	269,200						
78	245,200												
79	245,500												
80	245,700												
81	245,900	40	252,100	24	261,600	12	270,000						
82	246,200												
83	246,500												
84	246,700												
85	246,900	41	253,000	25	262,500	13	271,000						
86	247,000												
87	247,100												
88	247,200												
89	247,300	42	253,800	26	263,500	14	272,000						
90	247,400												
91	247,500												
92	247,600												
93	247,700	43	254,600	27	264,500	15	273,000						
94	247,800												
95	247,900												
96	248,000												
97	248,100	44	255,400	28	265,500	16	274,100						
98	248,200												
99	248,300												
100	248,400												
101	248,500	45	256,200	29	266,700	17	275,300						
102	248,600												
103	248,700												
104	248,800												
105	248,900	46	257,400	30	268,200	18	276,800						
106	249,000												
107	249,100												
108	249,200												
109	249,300	47	258,600	31	269,700	19	278,400						
110	249,400												
111	249,500												
112	249,600												
113	249,700	48	259,700	32	271,000	20	280,000						
114	249,800												
115	249,900												
116	250,000												
117	250,100	49	261,000	33	272,200	21	281,500						
118	250,200												
119	250,300												
120	250,400												
121	250,500	50	262,300	34	273,800	22	283,100						
122	250,600												
123	250,700												
124	250,800												
125	250,900	51	263,400	35	275,300	23	284,700						
126	251,000												
127	251,100												
128	251,200												
129	251,300	52	264,400	36	276,800	24	286,300						
130	251,400												
131	251,500												
132	251,600												
133	251,700	53	265,400	37	278,100	25	287,900						
134	251,800												
135	251,900												
136	252,000												
137	252,100	54	266,500	38	279,500	26	289,400						
138	252,200												
139	252,300												
140	252,400												
141	252,500	55	267,600	39	280,800	27	290,900						
142	252,600												
143	252,700												
144	252,800												
145	252,900	56	268,700	40	282,100	28	292,500						
146	253,000												
147	253,100												
148	253,200												
149	253,300	57	269,400	41	283,200	29	293,800						
150	253,400												
151	253,500												
152	253,600												
153	253,700	58	270,500	42	284,600	30	295,300						
154	253,800												
155	253,900												
156	254,000												
157	254,100	59	271,600	43	286,000	31	296,800						
158	254,200												
159	254,300												
160	254,400												
161	254,500	60	272,500	44	287,300	32	298,300						
162	254,600												
163	254,700												
164	254,800												
165	254,900	61	273,300	45	288,600	33	299,800						
166	255,000												
167	255,100												
168	255,200												
169	255,300	62	274,300	46	290,200	34	301,400						
170	255,400												
171	255,500												
172	255,600												
173	255,700	63	275,200	47	291,700	35	303,000						
174	255,800												
175	255,900												
176	256,000												
177	256,100	64	276,100	48	293,100	36	304,600						
178	256,200												
179	256,300												
180	256,400												
181	256,500	65	276,900	49	294,300	37	305,900						
182	256,600												
183	256,700												
184	256,800												
185	256,900	66	277,900	50	295,800	38	307,500						
186	257,000												
187	257,100												
188	257,200												
189	257,300	67	278,800	51	297,100	39	309,000						
190	257,400												
191	257,500												
192	257,600												
193	257,700	68	279,700	52	298,600	40	310,500						
194	257,800												
195	257,900												
196	258,000												
197	258,100	69	280,600	53	299,900	41	312,100						
198	258,200												
199	258,300												
200	258,400												
201	258,500	70	281,600	54	301,300	42	313,700						
202	258,600												
203	258,700												
204	258,800												
205	258,900	71	282,700	55	302,700	43	315,300						
206	259,000												
207	259,100												
208	259,200												
209	259,300	72	283,700	56	304,000	44	316,800						
210	259,400												
211	259,500												
212	259,600												
213	259,700	73	284,800	57	305,100	45	318,300						
214	259,800												
215	259,900												
216	260,000												
217	260,100	74	285,800	58	306,400	46	319,800						
218	260,200												
219	260,300												
220	260,400												
221	260,500	75	286,800	59	307,700	47	321,300						
222	260,600												
223	260,700												
224	260,800												
225	260,900	76	287,800	60	309,000	48	322,800						
226	261,000												
227	261,100												
228	261,200												
229	261,300	77	288,800	61	310,300	49	324,300						
230	261,400												
231	261,500												
232	261,600												
233	261,700	78	289,800	62	311,600	50	325,800						
234	261,800												
235	261,900												
236	262,000												
237	262,100	79	290,800	63	312,900	51	327,300						
238	262,200												
239	262,300												
240	262,400												
241	262,500	80	291,800	64	314,200	52	328,800						
242	262,600												
243	262,700												
244	262,800												
245	262,900	81	292,800	65	315,500	53	330,300						
246	263,000												
247	263,100												
248	263,200												
249	263,300	82	293,800	66	316,800	54	331,800						
250	263,400												
251	263,500												
252	263,600												
253	263,700	83	294,800	67	318,100	55	333,300						
254	263,800												
255	263,900												
256	264,000												
257	264,100	84	295,800	68	319,400	56	334,800						
258	264,200												
259	264,300												
260	264,400												
261	264,500	85	296,800	69	320,700	57	336,300						
262	264,600												
263	264,700												
264	264,800												
265	264,900	86	297,800	70	322,000	58	337,800						
266	265,000												
267	265,100												
268	265,200												
269	265,300	87	298,800	71	323,300	59	339,300						
270	265,400												
271	265,500												
272	265,600												
273	265,700	88	299,800	72	324,600	60	340,800						
274	265,800												
275	265,900												
276	266,000												
277	266,100	89	300,800	73	325,900	61	342,300						
278	266,200												
279	266,300												
280	266,400												
281	266,500	90	301,800	74	327,200	62	343,800						
282	266,600												
283	266,700												
284	266,800												
285	266,900	91	302,800	75	328,500	63	345,300						
286	267,000												
287	267,100												
288	267,200												
289	267,300	92	303,800	76	329,800	64	346,800						
290	267,400												
291	267,500												
292	267,600												
293	267,700	93	304,800	77	331,100	65	348,300						
294	267,800												
295	267,900												
296	268,000												
297	268,100	94	305,800	78	332,400	66	349,800						
298	268,200												
299	268,300												
300	268,400												
301	268,500	95	306,800	79	333,700	67	351,300						
302	268,600												
303	268,700												
304	268,800												
305	268,900	96	307,800	80	335,000	68	352,800						
306	269,000												
307	269,100												
308	269,200												
309	269,300	97	308,800	81	336,300	69	354,300						
310	269,400												
311	269,500												
312	269,600												
313	269,700	98	309,800	82	337,600	70	355,800						
314	269,800												
315	269,900												
316	270,000												
317	270,100	99	310,800	83	338,900	71	357,300						
318	270,200												
319	270,300												
320	270,400												
321	270,500	100	311,800	84	340,200	72	358,800						

医療職給料表（2）

（この表は、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師及び作業療法士に適用する。）

1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級							
77	286,900	57	305,000	45	317,700	29	337,900	13	353,400	58	306,200	46	319,100	30	339,700	14	355,400		
78	287,500																		
79	288,100																		
80	288,600																		
81	289,100	59	307,400	47	320,600	31	341,400	15	357,300	60	308,800	48	322,200	32	343,200	16	359,300		
82	289,600																		
83	290,000	61	310,100	49	323,600	33	344,900	17	361,100									7級	
84	290,300																	号給	給料月額
85	290,500									1	373,400								
86	290,700																		
87	290,900																		
88	291,100																		
89	291,500																		
90	291,700																		
91	291,900																		
92	292,100									62	311,300	50	324,900	34	346,700	18	363,100	2	376,000
93	292,500																		
94	292,700																		
95	292,900																		
96	293,200																		
97	293,500																		
98	293,700																		
99	293,900	63	312,500	51	326,100	35	348,500	19	365,100	3	378,600								
100	294,200																		
101	294,500																		
102	294,700																		
103	294,900																		
104	295,200																		
105	295,500																		
		64	313,700	52	327,300	36	350,300	20	367,000	4	381,200								
		65	315,000	53	328,300														
		66	315,800	54	329,300	37	351,900	21	368,700	5	383,500								
		67	316,500	55	330,300														
		68	317,200	56	331,200	38	353,600	22	370,700	6	386,200								
		69	317,800	57	331,700														
		70	318,500	58	332,600	39	355,200	23	372,700	7	388,800								
		71	319,200	59	333,400														
		72	319,800	60	334,300	40	356,800	24	374,700	8	391,500								
		73	320,400	61	335,000														
		74	320,600	62	335,300	41	358,000	25	376,100	9	393,600								
		75	321,100																
		76	321,600	63	335,800	42	359,100	26	377,900	10	395,800								
		77	322,200																
		78	322,700	64	336,400	43	360,300	27	379,700	11	398,000								
		79	323,200																
		80	323,600	65	337,000	44	361,500	28	381,400	12	400,200								
		81	324,200																
		82	324,700	66	337,700	45	362,700	29	382,700	13	402,500								
		83	325,100																
		84	325,600	67	338,400	46	363,900	30	384,000	14	404,800								
		85	326,100																
		86	326,500	68	339,000	47	365,100	31	385,300	15	407,100								
		87	326,700																
		88	327,000	69	339,700	48	366,300	32	386,600	16	409,400								
		89	327,400																
		90	327,800	70	340,200	49	367,500	33	387,900	17	411,700								
		91	328,200	71	340,800														
		92	328,600	72	341,400	50	368,700	34	389,200	18	414,000								

医療職給料表（2）

（この表は、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師及び作業療法士に適用する。）

1級

2級

3級		4級		5級		6級		7級	
93	328,900	73	341,700	45	362,500	29	383,100	13	402,200
94	329,100								
95	329,500	74	342,300						
96	329,800								
97	330,000								
98	330,300								
99	330,600								
100	330,900								
101	331,100								
102	331,400								
103	331,800								
104	332,000								
105	332,200								
106	332,400								
107	332,800								
108	333,000								
109	333,200								
110	333,600								
111	334,000								
112	334,400								
113	334,600								
		75	342,800						
		76	343,300						
		77	343,800	46	363,300	30	384,600	14	404,200
		78	344,300						
		79	344,800						
		80	345,200						
		81	345,500	47	364,300	31	386,100	15	406,200
		82	345,800						
		83	346,200						
		84	346,500						
		85	347,000	48	365,400	32	387,600	16	408,200
		86	347,300						
		87	347,600						
		88	347,900						
		89	348,300						
		90	348,600						
		91	349,000	49	366,400	33	388,900	17	410,000
		92	349,300						
		93	349,700						
		94	350,000						
		95	350,300						
		96	350,600						
		97	350,900	50	367,400				
		98	351,300						
		99	351,700						
		100	352,100						
		101	352,600						
		102	353,000						
		103	353,400	51	368,400	34	390,200	18	411,900
		104	353,800						
		105	354,300						
				52	369,300				
				53	370,100	35	391,500	19	413,800
				54	370,900				
				55	371,800	36	392,600	20	415,600
				56	372,600				

医療職給料表（2）

（この表は、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師及び作業療法士に適用する。）

1級

2級

3級

4級

5級

6級

7級

57	373,100	37	393,700	21	417,400	
58	373,900					
59	374,700					
60	375,500	38	394,800			
61	375,900					
62	376,600					
63	377,300	39	395,900	22	419,000	
64	377,900					
65	378,300					
66	378,900	40	397,000			
67	379,600					
68	380,200					
69	380,600					
70	381,100	41	397,800	23	420,600	
71	381,600					
72	382,100					
73	382,700					
74	383,200	42	398,600			
75	383,800					
76	384,400					
77	384,900					
78	385,400	43	399,400	24	422,100	
79	385,900					
80	386,400					
81	386,700					
82	387,200	44	400,200			
83	387,600					
84	388,000					
85	388,400					
			45	400,600	25	423,600
			46	401,200		
			47	401,700		
			48	402,100		
			49	402,500		
			50	402,800		
			51	403,100	26	424,900
			52	403,400		
			53	403,700		
			54	404,000		
			55	404,300		
			56	404,600		
			57	404,900	27	426,200
			58	405,200		
			59	405,500		
			60	405,900		
			61	406,100		
			62	406,400		
			63	406,700	28	427,500
			64	407,000		
			65	407,200		
				29	428,800	
				30	430,000	
				31	431,200	
				32	432,300	
				33	433,500	
				34	434,700	
				35	435,900	
				36	437,100	
				37	438,400	
				38	439,200	
				39	439,600	
				40	440,300	
				41	440,800	
				42	441,200	
				43	441,600	
				44	442,000	

医療職給料表（2）

（この表は、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師及び作業療法士に適用する。）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
							45 442,400
							46 442,800
							47 443,200
							48 443,500
							49 443,800
							50 444,200
							51 444,500
							52 444,800
							53 445,100
定年前再雇用 短時間勤務職員	1級	2級	3級	4級			
	189,700	216,300	244,500	257,900			
	5級	6級	7級				
	283,100	323,900	366,200				

医療職給料表（3）

（この表は、保健師、看護師及び准看護師に適用する。）

1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
1級													
号給	給料月額												
1	183,500												
2	184,900												
3	186,400												
4	187,800												
5	189,300												
6	190,800												
7	192,300												
8	193,800												
9	195,000												
10	196,700												
11	198,300												
12	199,800												
13	201,200												
14	203,200												
15	205,300	2級											
16	207,300	号給	給料月額										
17	209,300	1	211,000										
18	211,300	2	212,900										
19	213,400	3	214,900										
20	215,400	4	216,800										
21	217,300	5	218,800										
22	219,000	6	220,600										
23	220,700	7	222,400										
24	222,400	8	224,100										
25	223,700	9	225,800										
26	225,000	10	227,200										
27	226,100	11	228,500										
28	227,100	12	229,400										
29	228,200	13	230,800										
30	229,000	14	231,800										
31	229,800	15	232,800										
32	230,500	16	233,700										
33	231,600	17	234,800										
34	232,800	18	236,200										
35	233,900	19	237,600										
36	234,900	20	238,700										
37	235,900	21	239,800										
38	237,200	22	241,400										
39	238,500	23	243,100	3級									
40	239,700	24	244,500	号給	給料月額								
41	240,500	25	245,700	1	253,600								
42	241,500	26	247,000	2	255,000								
43	242,500	27	248,400	3	256,500								
44	243,500	28	249,700	4	257,900								
45	244,500	29	251,100	5	259,100								
46	245,500	30	252,100	6	259,900								
47	246,400	31	252,900	7	260,700								
48	247,200	32	253,600	8	261,400								
49	248,000	33	254,400	9	262,100								
50	248,900	34	255,300	10	262,800								
51	249,800	35	256,200	11	263,600	4級							
52	250,600	36	256,900	12	264,300	号給	給料月額						
53	251,200	37	257,600	13	265,100	1	272,400						
54	252,100	38	258,500	14	266,000	2	273,300						
55	253,000	39	259,400	15	266,800	3	274,100						
56	253,800	40	260,300	16	267,700	4	274,900						
57	254,500	41	260,700	17	268,200	5	275,400						
58	255,400	42	261,500	18	269,000	6	276,300						
59	256,000	43	262,300	19	269,800	7	277,000						
60	256,800	44	263,000	20	270,600	8	277,900						
61	257,500	45	263,700	21	271,300	9	278,800						
62	258,200	46	264,400	22	272,000	10	279,400						
63	258,900	47	265,100	23	272,700	11	280,300						
64	259,600	48	265,800	24	273,500	12	281,200						
65	260,200	49	266,500	25	274,300	13	282,100						
66	260,900	50	267,300	26	275,000	14	283,000						
67	261,500	51	268,000	27	275,800	15	283,900						
68	262,100	52	268,900	28	276,600	16	284,800	5級					
69	262,700	53	269,800	29	277,600	17	285,800	号給	給料月額				
70	263,300	54	270,900	30	278,700	18	286,800	1	293,800				
71	264,100	55	272,000	31	280,100	19	287,800	2	295,300				
72	264,900	56	273,200	32	281,300	20	288,900	3	296,900				
73	266,100	57	274,400	33	282,500	21	290,200	4	298,500				
74	267,200	58	275,800	34	283,800	22	291,600	5	299,800				
75	268,200	59	277,100	35	284,900	23	292,800	6	301,500				
76	269,200	60	278,400	36	286,100	24	294,000	7	303,100				
								8	304,700				

職種	学歴	初任給	給料月額
保健師	大	2-15	232,800
	短3	2-9	225,800
看護師	短3	2-9	225,800
	短2	2-5	218,800
准看護師	養成	1-5	189,300



医療職給料表（3）

（この表は、保健師、看護師及び准看護師に適用する。）

1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級													
153	306,700	93	315,800	69	325,200	57	336,700	41	352,300	21	371,900	5	386,200												
154	306,900																								
155	307,100																								
156	307,400																								
157	307,700																								
158	308,000																								
159	308,300																								
160	308,600																								
161	309,000	94	316,500	70	326,300	58	338,000	42	353,800	22	374,000	6	388,400												
162	309,300																								
163	309,600																								
164	309,900																								
165	310,300																								
166	310,600																								
167	310,900																								
168	311,200																								
169	311,600	95	317,200	71	327,400	59	339,200	43	355,300	23	376,100	7	390,700												
169	311,600																								
96	317,800													96	317,800	72	328,300	60	340,500	44	356,700	24	378,100	8	393,000
97	318,300																								
98	318,600																								
99	319,200																								
100	319,800																								
101	320,200																								
102	320,800																								
103	321,400																								
104	321,900	97	318,300	73	329,400	61	341,500	45	358,100	25	380,000	9	394,900												
105	322,300																								
106	322,800																								
107	323,300																								
108	323,800																								
109	324,200																								
110	324,600																								
111	324,900																								
112	325,200																								
113	325,500	98	318,600	74	330,100	62	342,400	46	359,100	26	381,600	10	397,000												
114	325,900																								
115	326,300																								
116	326,600																								
117	326,800																								
118	327,100																								
119	327,500																								
120	327,700																								
121	327,900																								
122	328,200	99	319,200	75	331,200	63	343,500	47	360,500	27	383,400	11	399,200												
123	328,500																								
124	328,800																								
125	329,000																								
126	329,300																								
127	329,700																								
128	329,900																								
129	330,100																								
130	330,300																								
131	330,700	100	319,800	76	332,300	64	344,700	48	361,800	28	385,200	12	401,400												
132	330,900																								
133	331,200																								
134	331,600																								
135	332,000																								
136	332,400																								
137	332,700																								
138	333,100																								
139	333,500																								
140	333,900	101	320,200	77	333,400	65	345,800	49	363,100	29	386,900	13	403,300												
141	334,200																								
142	334,600																								
143	334,900																								
144	335,300																								
145	335,600																								
146	336,000																								
147	336,400																								
148	336,800																								
149	337,100	102	320,800	78	334,600	66	347,000	50	364,500	30	388,600	14	405,300												
150	337,500																								
151	337,900																								
152	338,300																								
153	338,600																								
154	339,000																								
155	339,400																								
156	339,800																								
157	340,200																								
158	340,600	103	321,400	79	335,700	67	348,200	51	365,800	31	390,500	15	407,400												
159	341,000																								
160	341,400																								
161	341,800																								
162	342,200																								
163	342,600																								
164	343,000																								
165	343,400																								
166	343,800																								
167	344,200	104	321,900	80	336,800	68	349,200	52	367,100	32	392,200	16	409,400												
168	344,600																								
169	345,000																								
170	345,400																								
171	345,800																								
172	346,200																								
173	346,600																								
174	347,000																								
175	347,400																								
176	347,800	105	322,300	81	337,900	69	350,200	53	368,600	33	393,900	17	411,400												
177	348,200																								
178	348,600																								
179	349,000																								
180	349,400																								
181	349,800																								
182	350,200																								
183	350,600																								
184	351,000																								
185	351,400	106	322,800	82	339,000	70	351,200	54	369,800	34	395,600	18	413,600												
186	351,800																								
187	352,200																								
188	352,600																								
189	353,000																								
190	353,400																								
191	353,800																								
192	354,200																								
193	354,600																								
194	355,000	107	323,300	83	340,000	71	352,300	55	370,900	35	397,400	19	415,800												
195	355,400																								
196	355,800																								
197	356,200																								
198	356,600																								
199	357,000																								
200	357,400																								
201	357,800																								
202	358,200																								
203	358,600	108	323,800	84	341,100	72	353,400	56	372,100	36	399,100	20	417,900												
204	359,000																								
205	359,400																								
206	359,800																								
207	360,200																								
208	360,600																								
209	361,000																								
210	361,400																								
211	361,800																								
212	362,200	109	324,200	85	342,000	73	354,200	57	373,200	37	401,100	21	421,100												
213	362,600																								
214	363,000																								
215	363,400																								
216	363,800																								
217	364,200																								
218	364,600																								
219	365,000																								
220	365,400																								
221	365,800	110	324,600	86	343,000	74	355,300	58	374,100	38	403,100	22	423,100												
222	366,200																								
223	366,600																								
224	367,000																								
225	367,400																								
226	367,800																								
227	368,200																								
228	368,600																								
229	369,000																								
230	369,400	111	324,900	87	343,900	75	356,400	59	375,100	39	405,100	23	425,100												
231	369,800																								
232	370,200																								
233	370,600																								
234	371,000																								
235	371,400																								
236	371,800																								
237	372,200																								
238	372,600																								
239	373,000	112	325,200	88	344,900	76	357,400	60	376,000	40	407,100	24	427,100												
240	373,400																								
241	373,800																								
242	374,200																								
243	374,600																								
244	375,000																								
245	375,400																								
246	375,800																								
247	376,200																								
248	376,600	113	325,500	89	345,800	77	358,100	61	377,100	41	409,100	25	429,100												
249	377,000																								
250	377,400																								
251	377,800																								
252	378,200																								
253	378,600																								
254	379,000																								
255	379,400																								
256	379,800																								
257	380,200	114	325,900	90	346,600	78	358,900	62	378,100	42	411,100	26	431,100												
258	380,600																								
259	381,000																								
260	381,400																								
261	381,800																								
262	382,200																								
263	382,600																								
264	383,000																								
265	383,400																								
266	383,800	115	326,300	91	347,400	79	359,700	63	379,100	43	413,100	27	433,100												
267	384,200																								
268	384,600																								
269	385,000																								
270	385,400																								
271	385,800																								
272	386,200																								
273	386,600																								
274	387,000																								
275	387,400	116	326,600	92	348,200	80	360,400	64	380,100	44	415,100	28	435,100												
276	387,800																								
277	388,200																								
278	388,600																								
279	389,000																								
280	389,400																								
281	389,800																								
282	390,200																								
283	390,600																								
284	391,000	117	326,800	93	348,800	81	361,000	65	381,100	45	417,100	29	437,100												
285	391,400																								
286	391,800																								
287	392,200																								
288	392,600																								
289	393,000																								
290	393,400																								
291	393,800																								
292	394,200																								
293	394,600	118	327,100	94	349,400	82	361,500	66	382,100	46	419,100	30	439,100												
294	395,000																								
295	395,400																								
296	395,800																								
297	396,200																								
298	396,600																								
299	397,000																								
300	397,400																								
301	397,800																								
302	398,200	119	327,500	95	350,100	83	362,100	67	383,100	47	421,100	31	441,100												
303	398,600																								
304	399,000																								
305	399,400																								
306	399,800																								
307	400,200																								
308	400,600																								
309	401,000																								
310	401,400																								
311	401,800	120	327,700	96	351,100	84	362,600	68	384,100	48	423,100	32	443,100												
312	402,200																								
313	402,600																								
314	403,000																								
315	403,400																								
316	403,800																								
317	404,200																								
318	404,600																								
319	405,000																								
320	405,400	121	327,900	97	351,500	85	363,200	69	385,100	49	425,100	33	445,100												
321	405,800																								
322	406,200																								
323	406,600																								
324	407,000																								
325	407,400																								
326	407,800																								
327	408,200																								
328	408,600																								
329	409,000	122	328,200	98	351,500	86	363,700	70	386,100	50	427,100	34	447,100												
330	409,400																								
331	409,800																								
332	410,200																								
333	410,600																								
334	411,000																								
335	411,400																								
336	411,800																								
337	412,200																								
338	412,600	123	328,500	99	352,000	87	364,300	71	387,100	51	429,100	35	449,100												
339	413,000																								
340	413,400																								
341	413,800																								
342	414,200																								
343	414,600																								
344	415,000																								
345	415,400																								
346	415,800																								
347	416,200	124	328,800	100	352,400	88	364,800	72	388,100	52	431,100	36	451,100												
348	416,600																								
349	417,000																								
350	417,400																								
351	417,800																								
352	418,200																								
353	418,600																								
354	419,000																								
355	419,400																								
356	419,800	125	329,000	101	352,900	89	365,800	73	389,100	53	433,100	37	453,100												
357	420,200																								
358	420,600																								
359	421,000																								
360	421,400																								
361	421,800																								
362	422,200																								
363	422,600																								
364	423,000																								
365	423																								

医療職給料表（3）

（この表は、保健師、看護師及び准看護師に適用する。）

1級

2級

3級		4級		5級		6級		7級	
105	354,500	89	365,200	65	379,700	37	400,700	21	419,800
106	355,000	90	365,600						
107	355,400	91	366,200	66	380,400				
108	355,700	92	366,700						
109	356,200								
110	356,700								
111	357,200	93	367,000	67	381,200	38	402,400	22	421,700
112	357,700								
113	358,200								
114	358,700	94	367,500						
115	359,200								
116	359,600								
117	360,000	95	367,900	68	381,900				
118	360,400								
119	360,900								
120	361,400	96	368,200						
121	361,800								
122	362,300								
123	362,800	97	368,800						
124	363,300								
125	363,600								
		98	369,300						
		99	369,800	69	382,500	39	404,200	23	423,500
		100	370,300						
		101	370,900						
		102	371,400						
		103	371,900	70	383,100				
		104	372,300						
		105	372,900						
		106	373,400						
		107	373,900	71	383,800	40	406,000	24	425,400
		108	374,400						
		109	375,000						
		110	375,400						
		111	375,900	72	384,400				
		112	376,400						
		113	377,000	73	385,100	41	407,500	25	427,100
				74	385,600				
				75	386,200				
				76	386,700				
				77	387,100				
				78	387,700				
				79	388,200	42	409,000	26	428,700
				80	388,500				
				81	388,800				
				82	389,300				
				83	389,700				
				84	390,000				
				85	390,300	43	410,500	27	430,400
				86	390,800				
				87	391,300				
				88	391,700				
				89	392,000				
				90	392,400				
				91	392,900	44	411,800	28	432,000
				92	393,300				
				93	393,700				
						45	412,900	29	433,300
						46	414,000	30	434,600
						47	415,100	31	436,200
						48	416,300	32	437,700
						49	417,600	33	439,400
						50	418,700	34	441,000
						51	419,900	35	442,400
						52	421,000	36	443,800
						53	422,200		
						54	423,200		
						55	424,300		
						56	425,400		
						57	426,500	37	444,900
						58	427,000		
						59	427,600		
						60	428,000		
						61	428,600		
						62	429,100	38	446,200
						63	429,500		
						64	430,000		
						65	430,500		
						66	430,900		
						67	431,200	39	447,500
						68	431,500		
						69	431,900		
								40	448,900
								41	449,900
								42	450,600
								43	451,400
								44	452,000

医療職給料表（3）

（この表は、保健師、看護師及び准看護師に適用する。）

1級                      2級                      3級                      4級                      5級                      6級                      7級

45	452,900
46	453,600
47	454,400
48	455,200
49	455,900
50	456,600
51	457,300
52	458,100
53	458,900
54	459,700
55	460,400
56	461,100
57	461,900

定年前再雇用 短時間勤務職員	1級	2級	3級	4級
	236,100	256,400	263,600	273,800
	5級	6級	7級	
	290,100	327,300	371,800	

別表第3 級別基準職務表（第4条関係）

ア 事務職等給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3級	1 主任の職務 2 主査の職務
4級	1 係長の職務 2 困難な業務を行う主査の職務
5級	1 副主幹の職務 2 室長又は課長の職務 3 事務局次長の職務 4 局長補佐の職務
6級	1 主幹の職務 2 事務局長の職務 3 困難な業務を行う副主幹の職務 4 困難な業務を行う室長又は課長の職務 5 困難な業務を行う事務局次長の職務 6 困難な業務を行う局長補佐の職務
7級	1 困難な業務を行う事務局長の職務 2 困難な業務を行う主幹の職務
8級	参事の職務
9級	困難な業務を行う参事の職務

イ 医療職給料表（1）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	医師の職務
2級	医長又は科長の職務
3級	1 副主幹の職務 2 室長の職務 3 部長の職務 4 医務局長の職務
4級	院長又は副院長の職務

ウ 医療職給料表（2）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
------	---------

1級	定型的な業務を行う技師の職務
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務
3級	主任の職務
4級	1 主査の職務 2 困難な業務を行う主任の職務
5級	1 係長の職務 2 副主幹の職務 3 科長の職務 4 困難な業務を行う主査の職務
6級	1 主幹の職務 2 部長の職務 3 困難な業務を行う副主幹の職務 4 困難な業務を行う科長の職務 5 困難な業務を行う部長補佐の職務
7級	1 困難な業務を行う主幹の職務 2 困難な業務を行う部長の職務

エ 医療職給料表（3）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	准看護師の職務
2級	1 保健師又は看護師の職務 2 主任である准看護師の職務 3 困難な業務を行う准看護師の業務
3級	1 主任である保健師又は看護師の職務 2 困難な業務を行う保健師又は看護師の職務 3 困難な業務を行う主任である准看護師の職務
4級	1 主査の職務 2 困難な業務を行う主任である保健師又は看護師の職務 3 特に困難な業務を行う主任である准看護師の職務
5級	1 係長、副師長又は看護師長の職務 2 副主幹の職務 3 副部長、部長補佐又は室長補佐の職務 4 困難な業務を行う主査の職務
6級	1 主幹の職務 2 部長の職務
7級	困難な業務を行う部長の職務

別表第4 学歴免許等資格区分表（第5条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	六 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

備考 この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

別表第4-2 修学年数調整表（第5条関係）

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
専門職学位課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校3卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について、理事長が別段の定めをした職員については、理事長が定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第4-3 経験年数換算表（第5条関係）

経歴の種類・職員の職務との関係		換 算 率
国家公務員、地方公務員、旧公共企業体職員、政府関係機関、外国政府職員としての在職期間		10割以下
民間における企業体団体等の職員としての在職期間	直接関係があると認められるもの	10割以下
	その他のもの	8割以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		10割以下
その他の期間	医療研究等の職務で関係があると認められるもの	10割以下
	その他の期間	5割以下

備考

経歴欄の左欄「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発校その他これに準ずる訓練機関における在学期間（正規の修業年限内の期間に限る。）に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を、職員としての職務に直接役立つと認められる期間については80/100以下（他の職員との均衡を著しく失う場合は、100/100以下）、その他の期間については50/100以下（他の職員との均衡を著しく失う場合は、80/100以下）とする。

別表第4-4 初任給基準表（第5条関係）

ア 事務職等給料表初任給基準表

試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
大 学 卒 業 程 度		1 級 25号給
高 等 学 校 卒 業 程 度		1 級 9号給
資 格 ・ 免 許 職		1 級 17号給
そ の 他	高 校 卒	1 級 5号給

イ 医療職給料表（1）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師	博 士 課 程 修 了	1 級 25号給
	大 学 6 卒	1 級 9号給

ウ 医療職給料表（2）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 剤 師	大 学 6 卒	2 級 17号給
	大 学 卒	2 級 5号給
栄 養 士	大 学 卒	2 級 5号給
	短 大 卒	1 級 15号給
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	2 級 5号給
	短 大 3 卒	1 級 21号給
臨 床 検 査 技 師	大 学 卒	2 級 5号給
	短 大 3 卒	1 級 21号給
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	2 級 5号給
	短 大 卒	1 級 15号給
作 業 療 法 士	大 学 卒	2 級 5号給
	短 大 3 卒	1 級 21号給

エ 医療職給料表（3）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
保 健 師	大 学 卒	2 級 15号給
	短 大 3 卒	2 級 9号給
看 護 師	短 大 3 卒	2 級 9号給
	短 大 2 卒	2 級 5号給
准 看 護 師	准看護師養成所卒	1 級 5号給

別表第5 (第6条関係)

昇格時号給対応表

ア 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2
19	1	3	3	11	11	7	7	3
20	1	4	4	12	12	8	8	4
21	1	5	5	13	13	9	9	5
22	1	6	6	14	14	10	10	6
23	1	7	7	15	15	11	11	7
24	1	8	8	16	16	12	12	8
25	1	9	9	17	17	13	13	9
26	1	10	10	18	18	14	14	10
27	1	11	11	19	19	15	15	11
28	1	12	12	20	20	16	16	12
29	1	13	13	21	21	17	17	13
30	1	14	14	22	22	18	18	13
31	1	15	15	23	23	19	19	13
32	1	16	16	24	24	20	20	13
33	1	17	17	25	25	21	21	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14
35	3	19	19	27	27	22	23	14
36	4	20	20	28	28	22	24	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15
43	11	27	27	35	35	26	28	15
44	12	28	28	36	36	26	28	16
45	13	29	29	37	37	27	28	16
46	14	30	30	38	38	27	28	
47	15	31	31	39	39	28	28	
48	16	32	32	40	40	28	29	
49	17	33	33	41	41	29	29	
50	18	34	34	42	41	29	29	
51	19	35	35	43	42	29	29	
52	20	36	36	44	42	29	29	
53	21	37	37	45	43	30	30	
54	21	37	38	46	43	30	30	
55	22	38	39	47	44	30	30	
56	22	38	40	48	44	30	30	
57	23	39	41	49	45	31	30	
58	23	39	42	50	45	31	31	
59	24	40	43	51	46	31	31	
60	24	40	44	52	46	31	31	
61	25	41	45	53	47	31	31	
62	25	42	45	54	47	31		
63	26	43	45	55	48	31		
64	26	44	46	56	48	31		
65	27	45	46	57	49	31		
66	27	45	46	58	49	31		
67	28	46	47	59	50	31		
68	28	46	47	60	50	31		
69	29	47	47	61	50	31		
70	29	47	48	62	50	31		

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
71	29	48	48	63	50	31		
72	30	48	48	64	50	31		
73	30	49	49	65	50	31		
74	30	49	49	66	50	31		
75	31	49	49	67	50	31		
76	31	49	50	68	50	31		
77	31	49	50	68	51	31		
78	32	50	50	68	51	32		
79	32	50	51	68	51	32		
80	32	50	51	68	51	32		
81	33	50	51	69	51	32		
82	33	50	52	69	51	32		
83	33	51	52	69	51	32		
84	34	51	52	69	51	32		
85	34	51	53	69	51	33		
86	34	51	53	70	51			
87	35	51	53	70	51			
88	35	52	53	70	51			
89	35	52	54	71	52			
90	36	52	54	72	52			
91	36	52	54	73	52			
92	36	52	54	74	52			
93	37	53	55	75	53			
94		53	55					
95		53	55					
96		53	55					
97		53	55					
98		54	55					
99		54	55					
100		54	56					
101		54	56					
102		54	56					
103		55	56					
104		55	56					
105		55	56					
106		55	56					
107		55	57					
108		56	57					
109		56	57					
110		56	57					
111		56	57					
112		56	57					
113		56	57					
114		56						
115		56						
116		56						
117		57						
118		57						
119		57						
120		57						
121		57						
122		57						
123		57						
124		57						
125		57						

イ 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	25	30	22
47	25	31	23
48	26	32	24
49	26	33	25
50	26	34	26
51	26	35	27
52	27	36	28
53	27	37	29
54	27	37	30
55	27	38	31
56	28	38	32
57	28	39	33
58	28	39	34
59	28	40	35
60	29	40	36
61	29	41	37
62	29	41	37
63	30	42	38
64	30	42	38
65	31	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
71		45	42
72		46	42
73		46	42
74		46	42
75		47	43
76		47	43
77		47	43
78		48	43
79		48	44
80		48	44
81		48	44
82		48	44
83		49	45
84		49	45
85		49	45
86		49	45
87		49	46
88		50	46
89		50	47
90		50	
91		50	
92		50	
93		51	
94		51	
95		51	
96		51	
97		51	

ウ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2
19	1	3	7	3	3	3
20	1	4	8	4	4	4
21	1	5	9	5	5	5
22	2	6	10	6	6	6
23	3	7	11	7	7	7
24	4	8	12	8	8	8
25	5	9	13	9	9	9
26	6	10	14	10	10	10
27	7	11	15	11	11	11
28	8	12	16	12	12	12
29	9	13	17	13	13	13
30	10	14	18	14	14	14
31	11	15	19	15	15	15
32	12	16	20	16	16	16
33	13	17	21	17	17	17
34	14	18	22	18	18	18
35	15	19	23	19	19	19
36	16	20	24	20	20	20
37	17	21	25	21	21	21
38	18	22	26	22	22	21
39	19	23	27	23	23	22
40	20	24	28	24	24	22
41	21	25	29	25	25	23
42	22	26	30	26	26	23
43	23	27	31	27	27	24
44	24	28	32	28	28	24
45	25	29	33	29	29	25
46	25	30	34	30	30	25
47	26	31	35	31	31	25
48	26	32	36	32	32	25
49	27	33	37	33	33	25
50	27	34	38	33	33	25
51	28	35	39	34	33	26
52	28	36	40	34	34	26
53	29	37	41	35	34	26
54	29	38	42	35	34	26
55	30	39	43	36	35	26
56	30	40	44	36	35	26
57	31	41	45	37	35	27
58	31	42	46	37	36	27
59	32	43	47	38	36	27
60	32	44	48	38	36	27
61	33	45	49	39	37	27
62	33	46	50	39	37	27
63	34	47	51	40	38	28
64	34	48	52	40	38	28
65	35	49	53	41	39	28
66	35	50	54	41	39	
67	36	51	55	41	40	
68	36	52	56	42	40	
69	37	53	57	42	40	
70	37	53	58	42	40	

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
71	38	54	59	43	40	
72	38	54	60	43	41	
73	39	55	61	43	41	
74	39	55	61	44	41	
75	40	56	62	44	41	
76	40	56	62	44	41	
77	41	57	63	45	42	
78	41	57	63	45	42	
79	41	57	64	45	42	
80	42	58	64	45	42	
81	42	58	65	46	42	
82	42	58	65	46	43	
83	43	59	66	46	43	
84	43	59	66	46	43	
85	43	59	67	47	43	
86		60	67	47		
87		60	68	47		
88		60	68	47		
89		60	69	47		
90		60	70	48		
91		61	71	48		
92		61	72	48		
93		61	73	48		
94		61	73	48		
95		61	74	49		
96		62	74	49		
97		62	74	49		
98		62	74	49		
99		62	74	49		
100		62	74	50		
101		63	74	50		
102		63	74	50		
103		63	74	50		
104		63	74	50		
105		63	74	51		
106			74			
107			74			
108			74			
109			74			
110			74			
111			74			
112			74			
113			74			

エ 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	36
54	38	30	42	38	31	36
55	39	31	43	39	32	36
56	40	32	44	40	32	36
57	41	33	45	41	33	37
58	41	34	46	42	33	37
59	42	35	47	43	34	37
60	42	36	48	44	34	37
61	43	37	49	45	35	37
62	43	38	50	46	35	38
63	44	39	51	47	36	38
64	44	40	52	48	36	38
65	45	41	53	49	37	38
66	46	42	54	50	37	38
67	47	43	55	51	38	39
68	48	44	56	52	38	39
69	49	45	57	53	39	39
70	50	46	58	53	39	

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
71	51	47	59	54	40	
72	52	48	60	54	40	
73	53	49	61	55	41	
74	54	50	62	55	41	
75	55	51	63	56	41	
76	56	52	64	56	41	
77	57	53	65	57	41	
78	58	54	66	58	41	
79	59	55	67	59	42	
80	60	56	68	60	42	
81	61	57	69	61	42	
82	62	58	70	61	42	
83	63	59	71	62	42	
84	64	60	72	62	42	
85	65	61	73	63	43	
86	65	62	74	63	43	
87	66	63	75	64	43	
88	66	64	76	64	43	
89	67	65	77	65	43	
90	67	66	78	65	43	
91	68	67	79	66	44	
92	68	68	80	66	44	
93	69	69	81	67	44	
94	70	70	82	67		
95	71	71	83	68		
96	72	72	84	68		
97	73	73	85	68		
98	74	74	85	68		
99	75	75	86	69		
100	76	76	86	69		
101	77	77	87	69		
102	77	78	87	69		
103	78	79	88	70		
104	78	80	88	70		
105	79	81	89	70		
106	79	81	90	70		
107	80	81	91	71		
108	80	82	92	71		
109	81	82	92	71		
110	81	82	92	71		
111	81	83	93	72		
112	81	83	93	72		
113	81	83	93	73		
114	82	84	94			
115	82	84	94			
116	82	84	94			
117	82	85	95			
118	82	85	95			
119	83	85	95			
120	83	85	96			
121	83	86	96			
122	83	86	96			
123	83	86	97			
124	84	86	97			
125	84	87	97			
126	84	87				
127	84	87				
128	84	87				
129	85	88				
130	85	88				
131	85	88				
132	86	88				
133	86	89				
134	86	89				
135	87	89				
136	87	90				
137	87	90				
138	88	90				
139	88	90				
140	88	90				

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
141	89	91				
142	89	91				
143	89	91				
144	89	91				
145	90	91				
146	90	92				
147	90	92				
148	90	92				
149	91	92				
150	91	92				
151	91	93				
152	91	93				
153	92	93				
154	92					
155	92					
156	92					
157	93					
158	93					
159	93					
160	94					
161	94					
162	94					
163	95					
164	95					
165	95					
166	96					
167	96					
168	96					
169	97					

別表第6 (第7条関係)

降格時号給対応表

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	33	17	17	9	9	13	13	17
2	33	18	18	10	10	14	14	18
3	33	19	19	11	11	15	15	19
4	34	20	20	12	12	16	16	20
5	35	21	21	13	13	17	17	21
6	36	22	22	14	14	18	18	22
7	38	23	23	15	15	19	19	23
8	39	24	24	16	16	20	20	24
9	41	25	25	17	17	21	21	25
10	42	26	26	18	18	22	22	26
11	43	27	27	19	19	23	23	27
12	44	28	28	20	20	24	24	28
13	45	29	29	21	21	25	25	33
14	46	30	30	22	22	26	26	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43
16	48	32	32	24	24	28	28	45
17	49	33	33	25	25	29	29	45
18	50	34	34	26	26	30	30	45
19	51	35	35	27	27	31	31	45
20	52	36	36	28	28	32	32	45
21	54	37	37	29	29	34	33	45
22	56	38	38	30	30	36	34	45
23	58	39	39	31	31	38	35	45
24	60	40	40	32	32	40	36	45
25	62	41	41	33	33	42	38	45
26	64	42	42	34	34	44	40	45
27	66	43	43	35	35	46	42	45
28	68	44	44	36	36	48	47	45
29	71	45	45	37	37	52	52	45
30	74	46	46	38	38	56	57	45
31	77	47	47	39	39	77	61	45
32	80	48	48	40	40	84	61	45
33	83	49	49	41	41	85	61	45
34	86	50	50	42	42	85	61	45
35	89	51	51	43	43	85	61	45
36	92	52	52	44	44	85	61	45
37	93	54	53	45	45	85	61	45
38	93	56	54	46	46	85	61	45
39	93	58	55	47	47	85	61	45
40	93	60	56	48	48	85	61	45
41	93	61	57	49	50	85	61	45
42	93	62	58	50	52	85	61	
43	93	63	59	51	54	85	61	
44	93	64	60	52	56	85	61	
45	93	66	63	53	58	85	61	
46	93	68	66	54	60	85		
47	93	70	69	55	62	85		
48	93	72	72	56	64	85		
49	93	77	75	57	66	85		
50	93	82	78	58	76	85		
51	93	87	81	59	88	85		
52	93	92	84	60	92	85		
53	93	97	88	61	93	85		
54	93	102	92	62	93	85		
55	93	107	99	63	93	85		
56	93	116	106	64	93	85		
57	93	125	113	65	93	85		
58	93	125	113	66	93	85		
59	93	125	113	67	93	85		
60	93	125	113	68	93	85		
61	93	125	113	69	93	85		
62	93	125	113	70	93			
63	93	125	113	71	93			
64	93	125	113	72	93			
65	93	125	113	73	93			
66	93	125	113	74	93			
67	93	125	113	75	93			
68	93	125	113	80	93			
69	93	125	113	85	93			
70	93	125	113	88	93			

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
71	93	125	113	89	93			
72	93	125	113	90	93			
73	93	125	113	91	93			
74	93	125	113	92	93			
75	93	125	113	93	93			
76	93	125	113	93	93			
77	93	125	113	93	93			
78	93	125	113	93	93			
79	93	125	113	93	93			
80	93	125	113	93	93			
81	93	125	113	93	93			
82	93	125	113	93	93			
83	93	125	113	93	93			
84	93	125	113	93	93			
85	93	125	113	93	93			
86	93	125	113	93				
87	93	125	113	93				
88	93	125	113	93				
89	93	125	113	93				
90	93	125	113	93				
91	93	125	113	93				
92	93	125	113	93				
93	93	125	113	93				
94	93	125						
95	93	125						
96	93	125						
97	93	125						
98	93	125						
99	93	125						
100	93	125						
101	93	125						
102	93	125						
103	93	125						
104	93	125						
105	93	125						
106	93	125						
107	93	125						
108	93	125						
109	93	125						
110	93	125						
111	93	125						
112	93	125						
113	93	125						
114	93							
115	93							
116	93							
117	93							
118	93							
119	93							
120	93							
121	93							
122	93							
123	93							
124	93							
125	93							

イ 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	21	17	25
2	22	18	26
3	23	19	27
4	24	20	28
5	25	21	29
6	26	22	30
7	27	23	31
8	28	24	32
9	29	25	33
10	30	26	34
11	31	27	35
12	32	28	36
13	33	29	37
14	34	30	38
15	35	31	39
16	36	32	40
17	37	33	41
18	38	34	42
19	39	35	43
20	40	36	44
21	41	37	45
22	42	38	46
23	43	39	47
24	44	40	48
25	47	41	49
26	51	42	50
27	55	43	51
28	59	44	52
29	62	45	53
30	64	46	54
31	65	47	55
32	65	48	56
33	65	49	57
34	65	50	58
35	65	51	59
36	65	52	60
37	65	54	62
38	65	56	64
39	65	58	66
40	65	60	68
41	65	62	70
42	65	64	74
43	65	66	78
44	65	68	82
45	65	71	86
46	65	74	88
47	65	77	89
48	65	82	89
49	65	87	89
50	65	92	89
51	65	97	89
52	65	97	89
53	65	97	89
54	65	97	89
55	65	97	89
56	65	97	89
57	65	97	89
58	65	97	89
59	65	97	89
60	65	97	89
61	65	97	89
62	65	97	89
63	65	97	89
64	65	97	89
65	65	97	89
66	65	97	
67	65	97	
68	65	97	
69	65	97	
70	65	97	

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
71	65	97	
72	65	97	
73	65	97	
74	65	97	
75	65	97	
76	65	97	
77	65	97	
78	65	97	
79	65	97	
80	65	97	
81	65	97	
82	65	97	
83	65	97	
84	65	97	
85	65	97	
86	65	97	
87	65	97	
88	65	97	
89	65	97	
90	65		
91	65		
92	65		
93	65		
94	65		
95	65		
96	65		
97	65		

ウ 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	21	17	13	17	17	17
2	22	18	14	18	18	18
3	23	19	15	19	19	19
4	24	20	16	20	20	20
5	25	21	17	21	21	21
6	26	22	18	22	22	22
7	27	23	19	23	23	23
8	28	24	20	24	24	24
9	29	25	21	25	25	25
10	30	26	22	26	26	26
11	31	27	23	27	27	27
12	32	28	24	28	28	28
13	33	29	25	29	29	29
14	34	30	26	30	30	30
15	35	31	27	31	31	31
16	36	32	28	32	32	32
17	37	33	29	33	33	33
18	38	34	30	34	34	34
19	39	35	31	35	35	35
20	40	36	32	36	36	36
21	41	37	33	37	37	38
22	42	38	34	38	38	40
23	43	39	35	39	39	42
24	44	40	36	40	40	44
25	46	41	37	41	41	50
26	48	42	38	42	42	56
27	50	43	39	43	43	62
28	52	44	40	44	44	65
29	54	45	41	45	45	65
30	56	46	42	46	46	65
31	58	47	43	47	47	65
32	60	48	44	48	48	65
33	62	49	45	50	51	65
34	64	50	46	52	54	65
35	66	51	47	54	57	65
36	68	52	48	56	60	65
37	70	53	49	58	62	65
38	72	54	50	60	64	65
39	74	55	51	62	66	65
40	76	56	52	64	71	65
41	79	57	53	67	76	65
42	82	58	54	70	81	65
43	85	59	55	73	85	65
44	85	60	56	76	85	65
45	85	61	57	80	85	65
46	85	62	58	84	85	65
47	85	63	59	89	85	65
48	85	64	60	94	85	65
49	85	65	61	99	85	65
50	85	66	62	104	85	65
51	85	67	63	105	85	65
52	85	68	64	105	85	65
53	85	70	65	105	85	65
54	85	72	66	105	85	
55	85	74	67	105	85	
56	85	76	68	105	85	
57	85	79	69	105	85	
58	85	82	70	105	85	
59	85	85	71	105	85	
60	85	90	72	105	85	
61	85	95	74	105	85	
62	85	100	76	105	85	
63	85	105	78	105	85	
64	85	105	80	105	85	
65	85	105	82	105	85	
66	85	105	84	105		
67	85	105	86	105		
68	85	105	88	105		
69	85	105	89	105		
70	85	105	90	105		

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
71	85	105	91	105		
72	85	105	92	105		
73	85	105	94	105		
74	85	105	113	105		
75	85	105	113	105		
76	85	105	113	105		
77	85	105	113	105		
78	85	105	113	105		
79	85	105	113	105		
80	85	105	113	105		
81	85	105	113	105		
82	85	105	113	105		
83	85	105	113	105		
84	85	105	113	105		
85	85	105	113	105		
86	85	105	113			
87	85	105	113			
88	85	105	113			
89	85	105	113			
90	85	105	113			
91	85	105	113			
92	85	105	113			
93	85	105	113			
94	85	105	113			
95	85	105	113			
96	85	105	113			
97	85	105	113			
98	85	105	113			
99	85	105	113			
100	85	105	113			
101	85	105	113			
102	85	105	113			
103	85	105	113			
104	85	105	113			
105	85	105	113			
106		105				
107		105				
108		105				
109		105				
110		105				
111		105				
112		105				
113		105				

エ 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	17	25	13	17	21	17
2	17	26	14	18	22	18
3	17	27	15	19	23	19
4	18	28	16	20	24	20
5	19	29	17	21	25	21
6	20	30	18	22	26	22
7	21	31	19	23	27	23
8	22	32	20	24	28	24
9	24	33	21	25	29	25
10	25	34	22	26	30	26
11	26	35	23	27	31	27
12	28	36	24	28	32	28
13	29	37	25	29	33	29
14	30	38	26	30	34	30
15	31	39	27	31	35	31
16	32	40	28	32	36	32
17	33	41	29	33	37	33
18	34	42	30	34	38	34
19	35	43	31	35	39	35
20	36	44	32	36	40	36
21	37	45	33	37	41	37
22	38	46	34	38	42	38
23	39	47	35	39	43	39
24	40	48	36	40	44	40
25	41	49	37	41	45	41
26	42	50	38	42	46	42
27	43	51	39	43	47	43
28	44	52	40	44	48	44
29	45	53	41	45	50	45
30	46	54	42	46	52	46
31	47	55	43	47	54	47
32	48	56	44	48	56	48
33	49	57	45	49	58	49
34	50	58	46	50	60	50
35	51	59	47	51	62	51
36	52	60	48	52	64	52
37	53	61	49	53	66	53
38	54	62	50	54	68	54
39	55	63	51	55	70	55
40	56	64	52	56	72	56
41	58	65	53	57	78	58
42	60	66	54	58	84	60
43	62	67	55	59	90	62
44	64	68	56	60	93	64
45	65	69	57	61	93	65
46	66	70	58	62	93	66
47	67	71	59	63	93	67
48	68	72	60	64	93	68
49	69	73	61	65	93	69
50	70	74	62	66	93	70
51	71	75	63	67	93	71
52	72	76	64	68	93	72
53	73	77	65	70	93	73
54	74	78	66	72	93	74
55	75	79	67	74	93	75
56	76	80	68	76	93	76
57	77	81	69	77	93	77
58	78	82	70	78	93	78
59	79	83	71	79	93	79
60	80	84	72	80	93	80
61	81	85	73	82	93	81
62	82	86	74	84	93	82
63	83	87	75	86	93	83
64	84	88	76	88	93	84
65	86	89	77	90	93	86
66	88	90	78	92	93	88
67	90	91	79	94	93	90
68	92	92	80	98	93	92
69	93	93	81	102	93	93
70	94	94	82	106		

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
71	95	95	83	110		
72	96	96	84	112		
73	97	97	85	113		
74	98	98	86	113		
75	99	99	87	113		
76	100	100	88	113		
77	102	101	89	113		
78	104	102	90	113		
79	106	103	91	113		
80	108	104	92	113		
81	113	107	93	113		
82	118	110	94	113		
83	123	113	95	113		
84	128	116	96	113		
85	131	120	98	113		
86	134	124	100	113		
87	137	128	102	113		
88	140	132	104	113		
89	144	135	105	113		
90	148	140	106	113		
91	152	145	107	113		
92	156	150	110	113		
93	159	153	113	113		
94	162	153	116			
95	165	153	119			
96	168	153	122			
97	169	153	125			
98	169	153	125			
99	169	153	125			
100	169	153	125			
101	169	153	125			
102	169	153	125			
103	169	153	125			
104	169	153	125			
105	169	153	125			
106	169	153	125			
107	169	153	125			
108	169	153	125			
109	169	153	125			
110	169	153	125			
111	169	153	125			
112	169	153	125			
113	169	153	125			
114	169	153				
115	169	153				
116	169	153				
117	169	153				
118	169	153				
119	169	153				
120	169	153				
121	169	153				
122	169	153				
123	169	153				
124	169	153				
125	169	153				
126	169					
127	169					
128	169					
129	169					
130	169					
131	169					
132	169					
133	169					
134	169					
135	169					
136	169					
137	169					
138	169					
139	169					
140	169					

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
141	169					
142	169					
143	169					
144	169					
145	169					
146	169					
147	169					
148	169					
149	169					
150	169					
151	169					
152	169					
153	169					

別表第7 休職期間等調整換算表（第10条関係）

休職等の期間	換算率
労働災害又は通勤災害による休職又は休暇の期間	3 / 3 以下
労働災害又は通勤災害上の生死不明又は所在不明による休職の期間	
派遣職員の派遣の期間	
就業規則第57条に規定する介護休業の期間	
私傷病による休職又は休暇の期間（労働災害又は通勤災害によるものを除く。）	1 / 3 以下（ただし、結核性疾患にあっては、1 / 2 以下とすることができる）
生死不明又は所在不明による休職の期間（労働災害又は通勤災害によるものを除く。）	
刑事事件に係る起訴による休職の期間（無罪の判決を受けた場合の休職に限る。）	3 / 3 以下
職務に関連があると認められる学術上の長期の研究、調査等に従事する場合の休職の期間	1 / 2 以下

別表第8 適用区分表（第14条関係）

職 員	調整数
1 作業療法士 2 精神科救急病棟及び医療観察法病棟の看護師等（看護師及び准看護師をいう。以下同じ。）（9に掲げる職員を除く。） 3 心理判定業務に従事する職員及び医療社会事業に従事する職員（医療観察法病棟の職員に限る。）	2.5
4 病理細菌技術者 5 診療エックス線技師及び診療放射線技師 6 医師（9に掲げる職員を除く。）及び看護師等（2、8及び9に掲げる職員を除く。） 7 心理判定業務に従事する職員及び医療社会事業に従事する職員（3に掲げる職員を除く。）	2
8 診療技術部のリハビリテーション科の保健師及び看護師等 9 医師及び看護師等（管理職員（第15条第1項に規定する職にある職員をいう。）に限る。）	1.5
10 薬剤師及び栄養士	1

別表第 8 - 2

調整基本額表 (第 14 条関係)

1 事務職等給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,600 円
2 級	8,500 円
3 級	9,600 円
4 級	10,200 円
5 級	10,600 円
6 級	11,200 円
7 級	12,100 円
8 級	12,700 円
9 級	14,300 円

2 医療職給料表 (1)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	10,800 円
2 級	13,100 円
3 級	14,500 円
4 級	15,600 円

3 医療職給料表 (2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,200 円
2 級	8,000 円
3 級	9,100 円
4 級	9,700 円
5 級	10,500 円
6 級	11,300 円
7 級	12,200 円

4 医療職給料表 (3)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,100 円
2 級	9,400 円
3 級	9,700 円
4 級	10,000 円
5 級	10,400 円
6 級	11,600 円
7 級	12,500 円

別表第 8 - 3

定年前再雇用短時間勤務職員調整基本額表（第 14 条関係）

1 事務職等給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	5,600 円
2 級	6,500 円
3 級	7,700 円
4 級	8,200 円
5 級	8,700 円
6 級	9,500 円
7 級	10,700 円
8 級	11,700 円
9 級	13,200 円

2 医療職給料表（1）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,900 円
2 級	10,200 円
3 級	11,800 円
4 級	14,000 円

3 医療職給料表（2）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	5,700 円
2 級	6,500 円
3 級	7,300 円
4 級	7,700 円
5 級	8,500 円
6 級	9,700 円
7 級	11,000 円

4 医療職給料表（3）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	7,100 円
2 級	7,700 円
3 級	7,900 円
4 級	8,200 円
5 級	8,700 円
6 級	9,800 円
7 級	11,100 円

別表第9 給料の特別調整額表（第15条関係）

職	区 分
院長 参事	2種
副院長	3種
局長 部長	4種

別表第9-2（第15条関係）

ア 事務職等給料表

職務の級	区 分	給料の特別調整額
9級	2種	104,200円
8級	2種	94,000円
7級	4種	66,400円
6級	4種	62,300円

イ 医療職給料表（1）

職務の級	区 分	給料の特別調整額
4級	2種	110,100円
	3種	99,100円
3級	4種	77,100円

ウ 医療職給料表（2）

職務の級	区 分	給料の特別調整額
7級	4種	65,700円
6級	4種	62,300円

エ 医療職給料表（3）

職務の級	区 分	給料の特別調整額
7級	4種	66,300円
6級	4種	65,000円

別表第9-3（第15条関係）

ア 事務職等給料表

職務の級	区 分	給料の特別調整額
9 級	1 種	99,400円
	2 種	90,300円
8 級	1 種	87,800円
	2 種	79,800円
7 級	2 種	72,900円
	3 種	65,600円
	4 種	54,700円
	5 種	51,000円
	6 種	47,400円
6 級	2 種	64,200円
	3 種	57,800円
	4 種	48,200円
	5 種	45,000円
	6 種	41,800円
	7 種	38,500円
5 級	7 種	35,400円

イ 医療職給料表（1）

職務の級	区 分	給料の特別調整額
4 級	1 種	102,000円
	2 種	92,700円
	3 種	83,500円
	4 種	69,600円
3 級	2 種	78,100円
	3 種	70,300円
	4 種	58,600円
	5 種	54,700円

ウ 医療職給料表（2）

職務の級	区 分	給料の特別調整額
7 級	3 種	67,200円
	4 種	56,000円
	5 種	52,200円
6 級	3 種	59,300円
	4 種	49,400円
	5 種	46,100円
5 級	5 種	40,200円

エ 医療職給料表（3）

職務の級	区 分	給料の特別調整額
7 級	4 種	56,900円
6 級	4 種	49,900円
	5 種	46,600円

別表第9-4（第15条関係）

職	給料表	職務の級	額
副院長	医療職給料表（1）	4級	93,600円
看護部長	医療職給料表（3）	6級	56,300円

別表第10 初任給調整手当（第16条関係）

職員の区分 期間の区分	第1項第1号の 職を占める職員
1年未満	309,200円
1年以上 2年未満	309,200円
2年以上 3年未満	309,200円
3年以上 4年未満	309,200円
4年以上 5年未満	309,200円
5年以上 6年未満	309,200円
6年以上 7年未満	309,200円
7年以上 8年未満	309,200円
8年以上 9年未満	309,200円
9年以上 10年未満	309,200円
10年以上 11年未満	309,200円
11年以上 12年未満	309,200円
12年以上 13年未満	309,200円
13年以上 14年未満	309,200円
14年以上 15年未満	309,200円
15年以上 16年未満	309,200円
16年以上 17年未満	305,900円
17年以上 18年未満	302,600円
18年以上 19年未満	299,300円
19年以上 20年未満	296,000円
20年以上 21年未満	292,700円
21年以上 22年未満	279,700円
22年以上 23年未満	265,700円
23年以上 24年未満	252,200円
24年以上 25年未満	238,300円
25年以上 26年未満	224,600円
26年以上 27年未満	207,000円
27年以上 28年未満	189,900円
28年以上 29年未満	172,600円
29年以上 30年未満	155,000円
30年以上 31年未満	137,000円
31年以上 32年未満	118,700円
32年以上 33年未満	100,800円
33年以上 34年未満	76,200円
34年以上 35年未満	51,900円

備考 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第6項に規定する経過期間内に新たに第1号に規定する職員となった日以後の期間を示す。

別表 10-2 初任給調整手当（第 16 条関係）

職員の区分 期間の区分	第 1 項第 2 号の 職を占める職員
1 年未満	10,000 円
1 年以上 2 年未満	8,000 円
2 年以上 3 年未満	6,000 円
3 年以上 4 年未満	4,000 円
4 年以上 5 年未満	2,000 円

備考 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第 4 項に規定する経過期間内に新たに第 2 号及び第 3 号に規定する職員となった日以後の期間を示す。

別表第11 扶養手当の額 (第17条関係)

(単位：円)

扶 養 親 族		扶養手当月額
配偶者 (第17条第2項第1号)	事務職等給料表7級以下	6,500
	事務職等給料表8級	3,500
	事務職等給料表9級	(支給なし)
	医療職給料表(1)4級	(支給なし)
子 (第17条第2項第2号)		10,000
父母等 (第17条第2項第3号から第6号まで)	事務職等給料表7級以下	6,500
	事務職等給料表8級	3,500
	事務職等給料表9級	(支給なし)
	医療職給料表(1)4級	(支給なし)

備考 「事務職等給料表7級以下」には、医療職給料表(医療職給料表(1)4級除く。)を含む。

別表第12 地域手当の率 (第18条関係)

地域手当の率	100分の3.5
--------	----------

別表第12-2 地域手当の率 (第18条関係)

地域手当の率	100分の16
--------	---------

別表第 13 自動車等の使用者の通勤手当の額（第 20 条関係）

片道の通勤距離		支給月額	
		四輪の自動車	その他
2キロメートル以上	4キロメートル未満	2,000円	2,000円
4キロメートル以上	6キロメートル未満	4,200円	4,200円
6キロメートル以上	8キロメートル未満	5,310円	
8キロメートル以上	10キロメートル未満	6,830円	
10キロメートル以上	12キロメートル未満	8,350円	7,100円
12キロメートル以上	14キロメートル未満	9,860円	
14キロメートル以上	16キロメートル未満	11,380円	10,000円
16キロメートル以上	18キロメートル未満	12,900円	
18キロメートル以上	20キロメートル未満	14,410円	
20キロメートル以上	22キロメートル未満	15,930円	
22キロメートル以上	24キロメートル未満	17,450円	12,900円
24キロメートル以上	26キロメートル未満	18,970円	
26キロメートル以上	28キロメートル未満	20,480円	
28キロメートル以上	30キロメートル未満	22,000円	
30キロメートル以上	32キロメートル未満	23,520円	18,700円
32キロメートル以上	34キロメートル未満	25,030円	
34キロメートル以上	36キロメートル未満	26,550円	
36キロメートル以上	38キロメートル未満	28,070円	21,600円
38キロメートル以上	40キロメートル未満	29,580円	
40キロメートル以上	42キロメートル未満	31,100円	
42キロメートル以上	44キロメートル未満	32,620円	
44キロメートル以上	46キロメートル未満	34,140円	26,200円
46キロメートル以上	48キロメートル未満	35,650円	
48キロメートル以上	50キロメートル未満	37,170円	
50キロメートル以上	52キロメートル未満	38,690円	28,000円
52キロメートル以上	54キロメートル未満	40,210円	
54キロメートル以上	56キロメートル未満	41,720円	29,800円
56キロメートル以上	58キロメートル未満	43,240円	
58キロメートル以上	60キロメートル未満	44,760円	
60キロメートル以上	62キロメートル未満	46,270円	
62キロメートル以上	64キロメートル未満	47,790円	31,600円
64キロメートル以上	66キロメートル未満	49,310円	
66キロメートル以上	68キロメートル未満	50,830円	
68キロメートル以上	70キロメートル未満	52,340円	
70キロメートル以上	72キロメートル未満	53,860円	

72キロメートル以上	74キロメートル未満	55,380円	
74キロメートル以上	76キロメートル未満	56,890円	
76キロメートル以上	78キロメートル未満	58,410円	
78キロメートル以上	80キロメートル未満	59,930円	
80キロメートル以上		61,450円	

備考 平均1箇月当たりの通勤所要回数（年間通勤所要回数を12で除して得た額）が、10回に満たない再雇用短時間勤務職員等については、それぞれの額に50/100を乗じて得た額を減額する。

別表第 14 交通距離に応じた加算額（第 21 条関係）

交通距離	加算額	
	地域手当支給職員	その他
60km以上100km未満	8,000円	
100km以上300km未満	16,000円	8,000円
300km以上500km未満	24,000円	16,000円
500km以上700km未満	32,000円	24,000円
700km以上900km未満	40,000円	32,000円
900km以上1,100km未満	46,000円	40,000円
1,100km以上1,300km未満	52,000円	46,000円
1,300km以上1,500km未満	58,000円	52,000円
1,500km以上2,000km未満	64,000円	58,000円
2,000km以上2,500km未満	70,000円	64,000円
2,500km以上	70,000円	70,000円

別表第 15 特殊勤務手当の額（第 22 条関係）

種 類	支給される職員の範囲	支 給 額
1 防疫作業 に従事する 職員	職員が、感染症（1 類～3 類及び新型インフルエンザ等感染症並びに栃木県人事委員会がこれらに相当すると認めるもの）が発生し、若しくは発生するおそれのある場合において、感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護若しくは移送若しくは感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき（2 に規定する作業に従事したときを除く。）	（日）330円
2 精神保健 福祉業務に 従事する職 員	職員が精神障害者又は精神障害の疑いのある者の移送の業務に従事したとき	（日）450円
3 夜間業務 手当	看護等の業務に従事する看護師及び准看護師が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後 10 時後翌日の午前 5 時前の間）において行われる業務に従事したとき	次に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ 勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 （1 回）7,300円 ロ 勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 ○ 4 時間以上 （1 回）3,550円 ○ 2 時間以上 4 時間未満 （1 回）3,100円 ○ 2 時間未満 （1 回）2,150円  （加算額） 理事長が認める場合に加算する額 ○ 片道 2 km 以上 5 km 未満 （1 回）380円 ○ 片道 5 km 以上 10 km 未満 （1 回）760円 ○ 片道 10 km 以上 （1 回）1,140円

4 オンコール手当	職員が救急呼出に備えて自宅等において待機したとき	(1回) 2,500円
-----------	--------------------------	-------------

備考 再雇用短時間勤務職員の月額特殊勤務手当の額は、上記の表の月額(金額で定められているものに限る。)に、勤務割合(週当たりの勤務時間/38時間45分)を乗じて得た額とする(1円未満切り捨て)。

別表第 16 役職段階別加算の区分（第 34 条関係）

給料表	職 員	加算割合
事務職等給料表	職務の級が 9 級及び 8 級である職員	100分の20
	職務の級が 7 級及び 6 級である職員	100分の15
	職務の級が 5 級及び 4 級である職員	100分の10
	職務の級が 3 級の職員である職員	100分の 5
医療職給料表（1）	職務の級が 4 級である職員（院長）	100分の20
	職務の級が 4 級である職員 職務の級が 3 級である職員（課長級、課長補佐級在職 4 年以上）	100分の15
	職務の級が 3 級である職員 職務の級が 2 級である職員（係長級在職 2 年以上）	100分の10
	職務の級が 2 級である職員 職務の級が 1 級である職員（大学 6 卒経験 6 年以上）	100分の 5
	職務の級が 7 級である職員 職務の級が 6 級である職員（課長級、課長補佐級在職 4 年以上）	100分の15
医療職給料表（2）	職務の級が 6 級及び 5 級である職員	100分の10
	職務の級が 4 級である職員 職務の級が 3 級である職員（主任）	100分の 5
	職務の級が 7 級及び 6 級である職員	100分の15
医療職給料表（3）	職務の級が 5 級である職員	100分の10
	職務の級が 4 級である職員 職務の級が 3 級及び 2 級である職員（主任）	100分の 5

別表第16－2 管理職加算（第34条関係）

給料表	給料の特別調整額の区分		加算割合
事務職等給料表	部長級	2 種	15%
医療職給料表（1）	院長	2 種	15%

別表第 17 勤勉手当の支給割合（第 37 条関係）

勤 務 期 間	期 間 率
6 箇月	100分の100
5 箇月15日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月15日未満	100分の90
4 箇月15日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月15日未満	100分の70
3 箇月15日以上 4 箇月未満	100分の60
3 箇月以上 3 箇月15日未満	100分の50
2 箇月15日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月15日未満	100分の30
1 箇月15日以上 2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上 1 箇月15日未満	100分の15
15日以上 1 箇月未満	100分の10
15日未満	100分の 5
0	0